

平成29年5月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(ワ)第7763号 特許権に基づく製造販売禁止等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年3月2日

判 決

5

原	告	パンドウイト・コーポレーション	
同	訴訟代理人弁護士	松 本 慶	
同		菅 礼 子	
同		近 藤 友 紀	
10	同	訴訟復代理人弁護士	小 倉 徹
	同	補佐人弁護士	阿 部 達 彦
	同		黒 田 晋 平
	同		田 中 研 二

15

被	告	ヘラマンタイトン株式会社	
同	訴訟代理人弁護士	今 西 康 訓	
同		宇 津 呂 修	
同		渡 邊 り つ 子	
同	補佐人弁護士	鈴 江 正 二	
20	同		木 村 俊 之
	同		吉 村 哲 郎
	同		渡 辺 容 子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 この判決に対する控訴のための付加期間を30日と

25

定める。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、別紙1物件目録記載の製品を製造し、販売してはならない。

5 2 被告は、別紙1物件目録記載の製品の輸入、輸出、販売の申出又は販売のための展示をしてはならない。

3 被告は、別紙1物件目録記載の製品を廃棄せよ。

4 被告は、原告に対し、510万円及びこれに対する平成28年3月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

10 第2 事案の概要

1 本件は、発明の名称を「分断部分を有するセルフラミネート回転ケーブルメーカーラベル」とする特許第5377629号の特許権（以下「**本件特許権**」
とい、その特許を「**本件特許**」という。また、本件特許の願書に添付した明細書及び
図面を併せて「**本件明細書等**」という。）の特許権者である原告が、別紙1物件目
録記載の製品（以下「**被告製品**」という。）は、本件特許の願書に添付した特許請
15 求の範囲（以下、単に「**特許請求の範囲**」ということがある。）の請求項1記載の
発明（以下「**本件発明1**」という。）及び同26記載の発明（以下「**本件発明26**」
とい、本件発明1と併せて「**本件各発明**」という。）の各技術的範囲に属するから、
被告による被告製品の製造、販売、輸入、輸出、販売の申出及び販売のための
20 展示（以下、併せて「**譲渡等**」ということがある。）は、いずれも本件特許権を侵
害する行為であると主張して、被告に対し、①特許法100条1項に基づき被告製
品の譲渡等の差止めを求め、②同条2項に基づき被告製品の廃棄を求めると共に、
③特許権侵害の不法行為による損害賠償請求権（損害賠償の対象期間は、平成25
年10月4日から平成28年3月9日までである。）に基づき、損害賠償金510
25 万円及びこれに対する不法行為後の日である平成28年3月26日（訴状送達の日
の翌日）から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求め

た事案である。

2 前提事実等（当事者間に争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等）

(1) 当事者

5 原告は、電気製品及びネットワーク製品の開発製造、販売を目的とする米国法人である（甲 4，弁論の全趣旨）。

被告は、電気、電子及び情報通信用配線部材の製造、販売、研究開発、輸出入等を行っている株式会社である。

(2) 本件特許権

10 原告は、次の内容の本件特許権の特許権者である（甲 1，2）。

特許番号	特許第 5 3 7 7 6 2 9 号
登録日	平成 2 5 年 1 0 月 4 日
出願番号	特願 2 0 1 1 - 5 0 8 7 0 2
出願日	平成 2 1 年 5 月 8 日
15 公表番号	特表 2 0 1 1 - 5 2 4 1 5 4
公表日	平成 2 3 年 8 月 2 5 日
国際出願番号	P C T / U S 2 0 0 9 / 0 4 3 2 6 5
国際公開番号	W O 2 0 0 9 / 1 3 7 7 5 6
国際公開日	平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日
20 優先権主張番号	6 1 / 0 5 1 , 9 7 6
優先日	平成 2 0 年 5 月 9 日（以下「 本件第 1 優先日 」という。）
優先権主張国	米国
優先権主張番号	1 2 / 4 3 7 , 1 8 7
優先日	平成 2 1 年 5 月 7 日
25 優先権主張国	米国
発明の名称	分断部分を有するセルフラミネート回転ケーブル

マーカークラベル

特許請求の範囲 別紙 2（特許公報）の【特許請求の範囲】記載のとおり

(3) 本件各発明の構成要件の分説

ア 本件発明 1（特許請求の範囲の請求項 1 記載の発明）は、次のとおり分説することができる（以下、分説に係る各構成要件を符号に対応して「**構成要件 1 A**」などという。）。

1 A：第 1 接着領域を有する透明フィルムを備える、ケーブルの識別するためのセルフラミネート回転ケーブルマーカークラベルであって、

1 B：前記透明フィルムは、前記第 1 接着領域に隣接する非接着性領域を有し、

1 C：前記透明フィルムは、前記非接着性領域に隣接する第 2 接着領域を有し、

1 D：前記透明フィルムの前記第 2 接着領域は、前記透明フィルムがケーブルの周囲に巻き付けられる際に、前記非接着性領域の上に少なくとも部分的に位置するように構成され、

1 E：前記透明フィルムは、前記透明フィルムの一方向の面上にプリント用領域を有し、

1 F：ミシン目は前記透明フィルムを横断して延在し、

1 G：前記ミシン目により前記透明フィルムの分断線が形成される

1 H：ことを特徴とするセルフラミネート回転ケーブルマーカークラベル。

イ 本件発明 2 6（特許請求の範囲の請求項 2 6 記載の発明）は、次のとおり分説することができる（以下、分説に係る各構成要件を符号に対応して「**構成要件 2 6 A**」などという。）。

2 6 A：基層上に一列に貼着された複数のセルフラミネート回転ケーブルマーカークラベルであって、

2 6 B：各ケーブルマーカークラベルが、第 1 および第 2 接着領域を有する透明フィルムと、

2 6 C：前記第 1 接着領域と前記第 2 接着領域との間の滑らかな非接着領域と、

2 6 D : 前記透明フィルム上のプリント用領域であって、前記第 1 および第 2 接着領域の間に位置するプリント用領域と、

2 6 E : 前記透明フィルム内のミシン目であって、前記フィルムの分断線を形成するミシン目と、を備え、

5 2 6 F : 前記基層への前記フィルムそれぞれの前記接着領域に取り外し可能に貼着する前記第 1 および第 2 接着領域それぞれと、

2 6 G : 前記基層に貼着せず、前記基層と前記透明フィルムそれぞれとの間の開口部であって、選択した透明フィルムを引くように持ち上げる力を受け、前記基層から前記選択した透明フィルムを取り外せるよう構成されている開口部を形成する前記フィルムそれぞれの非接着領域と、を備える

10 2 6 H : ことを特徴とする複数のセルフラミネート回転ケーブルマーカールラベル。

(4) 被告の行為

被告は、業として、被告製品を製造、販売し、また、その販売の申出及び販売のための展示を行っている。

15 被告製品は、別紙 3 被告製品説明書記載の構成を有する、基層上に複数の透明フィルムが貼着されたセルフラミネート回転ケーブルマーカールラベルセットである（甲 3， 8）。被告は、被告製品の構成につき特許権（特許第 5 8 5 9 0 8 3 号。以下、同特許に係る発明を「**被告特許発明**」という。）を取得している（甲 1 2， 弁論の全趣旨）。

20 被告製品は、構成要件 1 C， 1 D， 1 E， 1 H， 2 6 A 及び 2 6 H を充足する（被告も、これらの点について、争っていない。）。

3 争点

(1) 被告製品は、文言上本件発明 1 の技術的範囲に属するか（争点 1）

ア 被告製品は構成要件 1 A を充足するか（争点 1 - 1）

25 イ 被告製品は構成要件 1 B を充足するか（争点 1 - 2）

ウ 被告製品は構成要件 1 F を充足するか（争点 1 - 3）

エ 被告製品は構成要件 1 G を充足するか (争点 1 - 4)

(2) 被告製品は, 本件発明 1 と均等なものとしてその技術的範囲に属するか (争点 2)

(3) 被告製品は, 文言上本件発明 2 6 の技術的範囲に属するか (争点 3)

5 ア 被告製品は構成要件 2 6 B, 2 6 C, 2 6 D 及び 2 6 F を充足するか (争点 3 - 1)

イ 被告製品は構成要件 2 6 E を充足するか (争点 3 - 2)

ウ 被告製品は構成要件 2 6 G を充足するか (争点 3 - 3)

(4) 被告製品は, 本件発明 2 6 と均等なものとしてその技術的範囲に属するか (争点 4)

(5) 被告は, 被告製品の輸入及び輸出をしているか (争点 5)

(6) 原告の損害及びその額 (争点 6)

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点 1 (被告製品は, 文言上本件発明 1 の技術的範囲に属するか) について

15 ア 争点 1 - 1 (被告製品は構成要件 1 A を充足するか) について

【原告の主張】

(ア) 構成要件 1 A 充足性

構成要件 1 A の「第 1 接着領域」とは, 透明フィルム上に複数存在する接着面を有する領域のうちの 1 つを意味するものと解すべきである。

20 被告製品のラベル 1 0' は, セルフラミネート回転ケーブルマーカールラベルであるところ, 同ラベル 1 0' は, 透明フィルム上に複数存在する接着面を有する領域のうちの 1 つである「第 1 接着領域 1 6'」を有する透明フィルム 1 4' を備えている。

したがって, 被告製品は構成要件 1 A を充足する。

25 (イ) 被告の主張に対し

a 本件各発明の作用効果について

本件各発明は、それぞれ特許請求の範囲に記載された構成を備えることにより、回転できるようにケーブルに付けられ、ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ、1部品又は2部品の構成であり、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し、かつ安価に製造できるケーブルマーカ
5 ラベルを提供できるとの作用効果を奏するものである（本件明細書等の段落【0009】）。

被告は、本件明細書等の段落【0011】、【0021】、【0045】等の記載を根拠に、本件各発明の作用効果につき「第1接着領域はケーブルに接着された
10 ままである。」などと主張するが、上記各段落は本件各発明の実施例を説明するにとどまる（本件明細書等の段落【0013】、【0047】にも、同趣旨が明確に記載されている。）。本件各発明において、ユーザは、ラベルをケーブルに取り付
けた後、任意に選択して第1接着領域を直ちに取り除くことができるのであるから、
「第1接着領域がケーブルに接着されたままである」点までもが本件各発明の作用
効果であるとはいえない。実質的に見ても、本件特許の審査段階では本件各発明の
15 新規性、進歩性は問題とならず、被告も本件訴訟で特許無効の抗弁を提出しないな
ど、本件各発明は先駆的なものであり、被告が主張するように解釈されるべきもの
ではない。

b 「第1接着領域」について

被告は、「第1接着領域」について、「透明フィルムがミシン目に沿って破れた
20 後にケーブルに接着剤で接着されるままとなることが予定されている領域」と解す
べきと主張する。しかし、特許請求の範囲の記載には、そのような限定はないし、
実質的に考えても、ユーザは本件各発明に係るラベルにおいて第1接着領域を直ち
に除去することが可能であることからすれば、「第1接着領域」は、単に透明フィ
ルム上に複数存在する接着面を有する領域のうちの1つであることをもって足りる
25 というべきである。本件明細書等の段落【0011】、【0015】、【0021】
及び【0024】は、いずれも本件各発明の実施例を説明するものにすぎず、本件

発明 1 の技術的範囲を限定解釈する根拠とはならない。

【被告の主張】

(ア) 本件各発明の作用効果について

本件明細書等の段落【0011】，【0021】，【0045】などの記載から
5 すると，本件各発明は，次のような作用効果を奏するものと解される。

「最初に第1接着領域がケーブルに係合され接着された後に，透明フィルムのプリント用領域がケーブルの周囲に巻き付けられる。これにより，ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ，1部品又は2部品の構成となる。次に，透明フィルムのうちケーブルの接線方向の力を受けたプリント用領域
10 及び第2接着領域がプリント用領域の巻き付けに伴いこれに覆われたミシン目に沿って透明フィルムの第1接着領域から分かれる。第1接着領域はケーブルに接着されたままである。分離後，第2接着領域は，プリント用領域にわたって保護層を形成する。これにより，プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成でき，かつ，安価に製造できる。プリント用領域の下に位置する第1接着領域の外側
15 非接着性表面とプリント用領域の裏面とが接着剤を含まないので，プリント用領域は，ケーブルの周囲における360度の回転を実現できる。」

(イ) 「第1接着領域」について

構成要件1Aの「第1接着領域」とは，本件明細書等の段落【0011】，【0015】，【0020】，【0021】，【0024】の記載や上記(ア)で主張した
20 本件各発明の作用効果からして，「透明フィルムがミシン目に沿って破れた後にケーブルに接着剤で接着されるままとなることが予定されている領域」と解すべきである。本件明細書等には，「透明フィルム上に複数存在する接着面を有する領域のうち非接着領域から切り離されると同時にケーブルから取り去られる領域」が「第1接着領域」であった場合に，どのようにして本件発明1の課題が解決されるかについては何らの記載も示唆もないし，どのような具体的構成を採用すれば「非接着
25 領域から切り離されると同時にケーブルから取り去る」ことができるかについての

記載も示唆もない。よって、「透明フィルム上に複数存在する接着面を有する領域のうち非接着領域から切り離されると同時にケーブルから取り去られる領域」をも「第1接着領域」に含まれると解する余地はないというべきである。

被告製品の「第1接着領域16'」は、最終的にケーブルから取り除かれてしまうため、「ケーブルで接着されるままとなることが予定されている領域」に当たらない。

(ウ) 小括

したがって、被告製品は構成要件1Aを充足しない。

イ 争点1-2（被告製品は構成要件1Bを充足するか）について

【原告の主張】

(ア) 構成要件1B充足性

構成要件1Bの「隣接」とは、その一般的な語義からして、「となりあってつづくこと。近隣関係にあること。」と解すべきである（甲11）。

被告製品の透明フィルム14'は、第1接着領域16'の少なくとも一部と隣接する非接着性領域20a'，20b'を有する。

したがって、被告製品は構成要件1Bを充足する。

(イ) 被告の主張に対し

被告は、「隣接」について、「ラベルの巻き付け方向に沿って第1接着領域と非接着性領域とが隣り合っていること」と解すべきと主張する。しかし、本件明細書等の段落【0011】は、本件各発明の実施例を説明するものにすぎず、本件発明1の技術的範囲を限定解釈する根拠とはならない。

【被告の主張】

(ア) 「第1接着領域」について

争点1-1において主張したとおり、被告製品は「第1接着領域」を有しない。

(イ) 「隣接」について

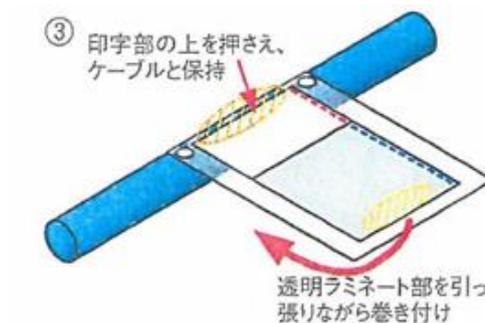
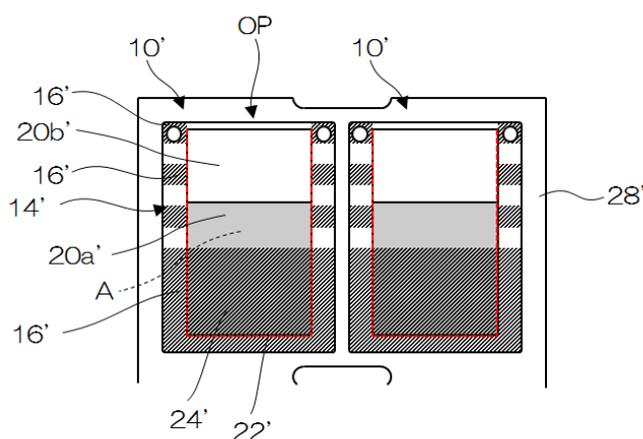
a 「隣接」の解釈

構成要件 1 B の「隣接」とは、本件明細書等の段落【0011】の記載のほか、本件明細書等には非接着性領域が第 1 接着領域に続いてケーブルに巻き付けられる実施例しか開示されていないことからして、「ラベルの巻き付け方向に沿って第 1 接着領域と非接着性領域とが隣り合っていること」と解すべきである。本件明細書等には、「隣接」を上記以外の意義と解した場合に、本件発明 1 の課題がいかんにして解決されるかについて何らの記載もなく、その示唆もないから、上記以外の解釈をとる余地はないというべきである。

b 被告製品の構成

左下の図（別紙 3 被告製品説明書の図 1）において、被告製品の「第 1 接着領域 16'」は符号 16'，「非接着領域 20a'，20b'」はそれぞれ符号 20a'，20b' で示される部分であるが、被告製品をケーブルに巻き付ける際の作業手順は右下の図（被告製品のカタログ〔甲 3〕記載の使用方法図）のとおりであり、「第 1 接着領域 16'」と「非接着領域 20a'，20b'」とは、同時にケーブルに巻き付けられ、「ラベルの巻き付け方向に沿って隣り合っ

たがって、被告製品において「第 1 接着領域 16'」と「非接着領域 20a'，20b'」とは、構成要件 1 B にいう意味で「隣接」しているとはいえない。



③ラベル上端を押さえてケーブルと保持し、透明ラミネート部の下端を引っ張りながら、ケーブルへ巻き付けるように貼り付けます。その時に印字部の横側(赤い点線)とラミネート部の横側(青い点線)を重ね合わせるように巻き付けると、きれいに貼り付けられます。

(ウ) 小括

以上の理由により、被告製品は、構成要件 1 B を充足しない。

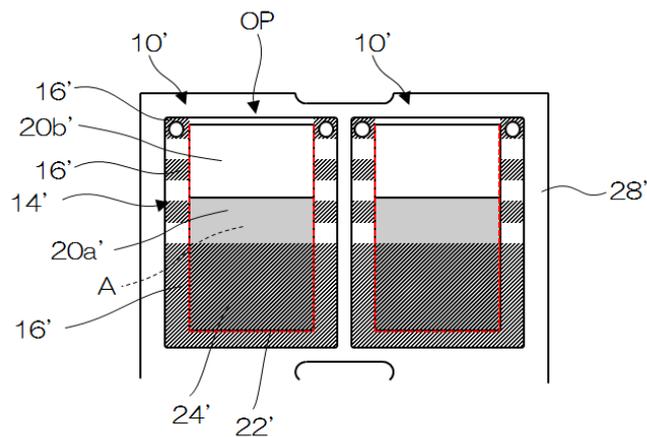
ウ 争点 1 - 3 (被告製品は構成要件 1 F を充足するか) について

【原告の主張】

(ア) 構成要件 1 F 充足性

構成要件 1 F の「ミシン目」とは、「フィルムの分断・分離を容易にする弱化線」
をも含むと解すべきである。また、「横断」とは、「フィルムの外周縁のうちの一
点から他点まで延在」していることをもって足りると解すべきである。

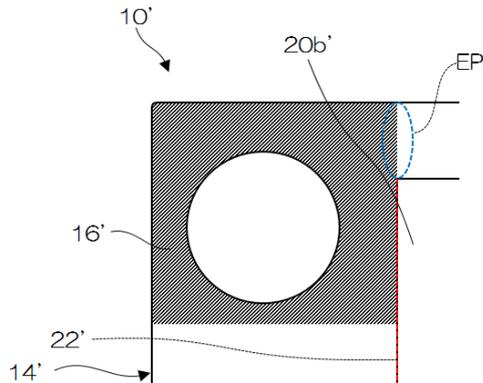
被告製品において、下図(別紙 3 被告製品説明書の図 1)の赤色点線部分に示す
とおり、フィルムの分断・分離を容易にする弱化線であるところの「切れ目 2 2'」
は、透明フィルム 1 4' の外周縁のうち的一点から他点まで延在している。



10

なお、仮に、「切れ目 2 2'」が、透明フィルム 1 4' を貫通して基層に至るま
でいったん完全に切り離されていたとしても、次図(別紙 3 被告製品説明書の図 2)
のとおり、「端部接続部分 E P」が切り離されていないことは明らかであるところ、
「切れ目 2 2'」(赤色点線部分)と「端部接続部分 E P」とから構成される部分
は、なおフィルムの分断・分離を容易にする弱化線ということが出来る。

15



したがって、被告製品は構成要件 1 F を充足する。

(イ) 被告の主張に対し

a 「ミシン目」について

被告は、「ミシン目」について、「物の接するところに点線状の孔によって生じるすじ」と解すべきと主張する。しかし、特許請求の範囲の記載上、ミシン目は「分断線」を形成するものとされていること、本件明細書等の段落【0010】、【0012】、【0014】、【0018】、【0021】、【0030】等には、ミシン目は分離・分断のために存在する旨が記載されている一方で、ミシン目について他の技術的意義を記載した箇所はないことなどからして、構成要件 1 F の「ミシン目」とは、点線状の孔の有無にかかわらず、フィルムの分断・分離を容易にする弱化線をも含むものと解すべきである。

また、被告は、被告製品における「切れ目 22'」では、透明フィルム 14' がその表面から裏面まであらかじめ切り離されていると主張するが、「切れ目 22'」は、第 1 接着領域と透明フィルムの中央部分とを完全に分離しているわけではないし、仮に、いったん切り離されていたとしても、上記(ア)のとおり、なお「端部接続部分 EP」と併せてフィルムの分断・分離を容易にする弱化線であることに変わりはないというべきである。

b 「横断」について

被告は、「横断」について、一般的な語義に基づく解釈を主張する。しかし、特許請求の範囲の記載上、一直線に横切ることまでを要するとはされていないほか、上記 a において主張した「ミシン目」の技術的意義からすれば、構成要件 1 F の「横断」とは、透明フィルムの外周縁のうちの一点から他点まで延在し、その線に沿って分離・分断を可能にすれば足りるものと解するのが相当である。

【被告の主張】

(ア) 「ミシン目」について

構成要件 1 F の「ミシン目」とは、一般に「ミシン」とは点線状の孔を意味すること（乙 1）からして、「物の接するところに点線状の孔によって生じるすじ」を意味することが特許請求の範囲の記載上明確である。

被告製品の「切れ目 2 2'」は、その一端から他端までの全ての箇所において、あらかじめ「透明フィルム 1 4'」をその表面から裏面まで切り離している（乙 2, 3）。このことは、「基層 2 8'」にまで切れ目が入っていることから明白であるし、そもそも大量生産する被告製品にあつて、透明フィルム 1 4' を完全に切断することなく、切れ目 2 2' を「薄皮一枚つながっている」ような構成とすることは不可能である。

したがって、被告製品の「切れ目 2 2'」は、「点線状の孔によって生じるすじ」ではないから、構成要件 1 F の「ミシン目」に相当しない。

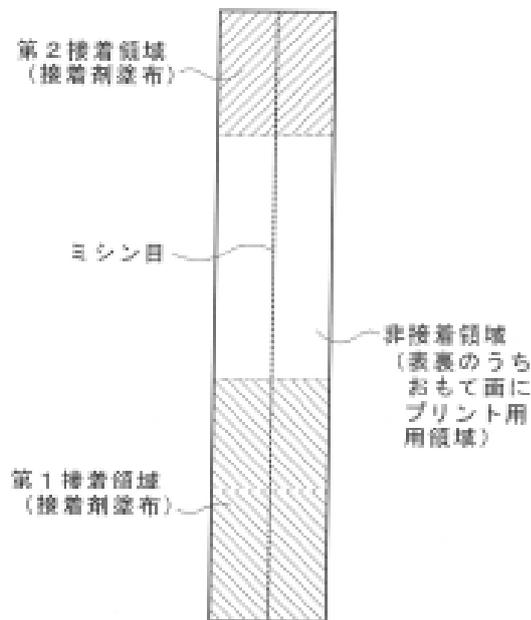
(イ) 「横断」について

a 「横断」の解釈

構成要件 1 F の「横断」とは、一般的な意味からして、「横または東西の方向によこぎること」であり、「よこぎる」とは、一般に「一方の側から他の側に行くこと」を意味する（乙 1）。したがって、構成要件 1 F において、「ミシン目」は透明フィルム的一方の側から横方向の他の側に行くことを要する。

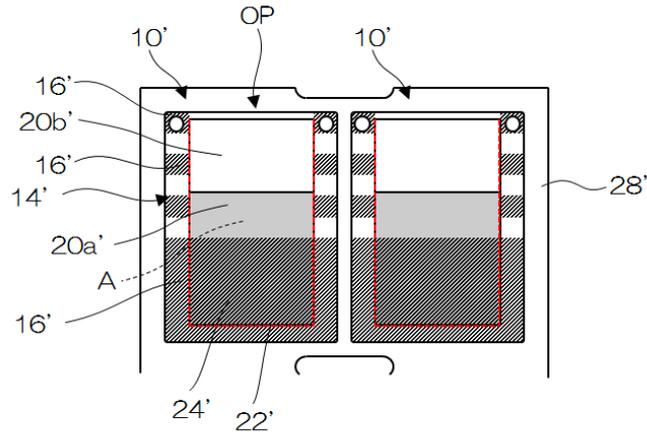
この点について、原告は、「横断」の意義を、「フィルムの外周縁のうちの一端から他端まで延在していること」と主張するが、仮に、そのように解するならば、

下図に示される構成のケーブルマーカーラベルも本件発明1の技術的範囲に含まれることとなるが、このような構成では、ミシン目が切断された後に回転できるようにケーブルに付けることができないなど、原告が主張するところの本件発明1の作用効果を奏しないことが明らかである。このことから、「ミシン目は…横断して延在し」とは、ミシン目が透明フィルム的一方の側から横方向の他方の側に行くことを要するとすべきといえる。



b 被告製品の構成

被告製品の「切れ目22'」は、下図（別紙3被告製品説明書の図1）の赤い点線に見られるように、透明フィルム14'の中央部分を取り囲むように設けられており、透明フィルムを「横断」していない。



(ウ) 小括

以上の理由により、被告製品は構成要件 1 F を充足しない。

エ 争点 1 - 4 (被告製品は構成要件 1 G を充足するか) について

5 【原告の主張】

(ア) 構成要件 1 G 充足性

構成要件 1 G の「分断線」とは、「分断」という語が有する「まとまりあるものを断ちきって別れ別れにすること」という意義及び「線」という語が有する「糸のように細く長いもの。すじ」という意義からして、「まとまりあるものを断ちきって別れ別れにするすじ」と解すべきである (甲 1 1)。

被告製品の「切れ目 2 2'」は、まとまりある 1 枚の透明フィルム 1 4' を断ちきって別れ別れにするすじを形成している。

したがって、被告製品は構成要件 1 G を充足する。

(イ) 被告の主張に対し

15 被告は、「分断線」について、特許請求の範囲のみでは意義が判然としないとして、本件明細書等の記載を参酌して「第 1 接着領域がケーブルに貼着された後に巻き付け方向の力を受けて破られることにより、第 1 接着領域がケーブルに貼着されたままの状態になるよう、第 1 接着領域と非接着性領域とを断ちきって別れ別れにする細く延びたもの」と解すべきと主張する。しかし、上記 (ア) のとおり、「分断線」

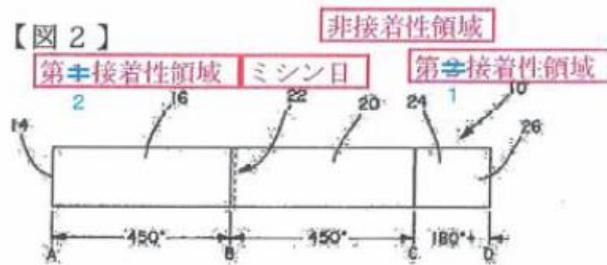
という語は、特許請求の範囲の記載それ自体から明確に解釈できるというべきであるし、被告が根拠とする本件明細書等の段落【0011】、【0021】、【0045】は、いずれも本件各発明の実施例を説明するものにすぎず、本件発明1の技術的範囲を限定解釈する根拠とはならない。

5 【被告の主張】

(7) 「分断線」の解釈

構成要件1Gの「分断線」の意義について、特許請求の範囲の記載のみからはその意義が判然としないので、本件明細書等の段落【0011】、【0021】、【0045】等の記載を参酌すると、「第1接着領域がケーブルに貼着された後に巻き
10 付け方向の力を受けて破られることにより、第1接着領域がケーブルに貼着されたままの状態になるよう、第1接着領域と非接着性領域とを断ちきって別れ別れにする細く延びたもの」と解すべきである。

仮に、原告が主張するように、「分断線」は「まとまりあるものを断ちきって別
15 れ別れにするすじ」という意義にすぎないと解するのであれば、次の図のように、「第1接着性領域」と呼ばれる部分と「第2接着性領域」と呼ばれる部分の位置関係を交換した場合であっても、当該ケーブルマーカラベルは本件発明1の技術的範囲に含まれることとなるが、このようなラベルをケーブルに巻いても、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域が形成されないことはおろか、ラベルをケーブルに回転可能に取り付けることさえできず、原告が主張するところの本件発
20 明1の作用効果を奏しないことが明らかである。このことから、「分断線」は、「第1接着領域がケーブルに貼着された後に巻き付け方向の力を受けて破られることにより、第1接着領域がケーブルに貼着されたままの状態になるよう、第1接着領域と非接着性領域とを断ちきって別れ別れにする細く延びたもの」と解すべきものであるといえる。



(イ) 被告製品の構成

被告製品の「切れ目 2 2'」は最初から切れているものであって、つながっているものが巻き付け方向の力を受けて破られるというものではないし、第 1 接着領域がケーブルに接着されたままになるよう第 1 接着領域と非接着性領域とを断ちきつて別れ別れにするものでもない。よって、被告製品の「切れ目 2 2'」は、構成要件 1 G の「分断線」に相当しない。

したがって、被告製品は構成要件 1 G を充足しない。

(2) 争点 2 (被告製品は、本件発明 1 と均等なものとしてその技術的範囲に属するか) について

【原告の主張】

仮に、①構成要件 1 F の「マシン目」が「物の接するところに点線状の孔によって生じるすじ」と解され、他方、被告製品の「切れ目 2 2'」が、透明フィルム 1 4' の表面から裏面までを全て切り離している点において、また、②構成要件 1 F の「横断」が「一直線に横切るもの」と解され、他方、被告製品の「切れ目 2 2'」が、透明フィルム 1 4' の中央部分を取り囲むように設けられている点において、被告製品が構成要件 1 F を文言上充足しないとしても、本件においては、次のとおり均等侵害が成立するというべきである。

ア 均等の第 1 要件 (非本質的部分)

特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきものであり、従来技術と比較して特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には、特許請求の範囲の記載の一部について、

これを上位概念化されたものとして認定されるべきである。

本件各発明は、ケーブルマーカークラベルについての発明であるが、本件明細書等に従来技術として記載されているケーブルマーカークラベルは、ケーブルの周囲を回転することができないもの、ケーブルに取り付ける際にケーブルの一点を切断しな
5 くてはならないもの、ケーブルのサイズに合わせたりプリント部を保護するためのラミネート領域を設けたりできないものなどしかなく、ケーブルの一端を切断することなく取り付けることができ、ケーブルのサイズに合わせることができ、ラミネート領域を有し、かつケーブルの周囲を回転することができるケーブルマーカークラベルは、本件第1優先日前には存在しなかったものである。このため、本件特許の
10 審査過程では、本件各発明の新規性・進歩性は問題とならなかった。これらのことからして、本件各発明の従来技術に対する貢献の程度は大きいものである。

したがって、本件発明1の本質的部分を認定するに際して、特許請求の範囲の一部を上位概念化することが許されるべきであるから、本件発明1の本質的部分は、次のとおり認定することができる。

「透明フィルムを備える、ケーブルの識別をするためのセルフラミネート回転ケ
15 ブルマーカークラベルであって、第1接着領域、第2接着領域及び非接着領域を備え、かつ一方の面上にプリント領域を有する透明フィルムが、ケーブルの周囲に巻き付けられた後、少なくとも部分的に第2接着領域が非接着領域の上に位置するよう
20 に構成され、上記透明フィルム上に存在する分断部分から同フィルムを分断・分離することにより、ラベル自体が回転することを可能とした点。」

そうすると、フィルムの分離・分断をするための分断部分が、点線状の孔を有するすじ（「ミシン目」）であるか否か、及び、これが一方向に向かって一直線に延在している（「横断」）か否かという相違部分は、本件発明1の本質的部分に係るものではない。

25 イ 均等の第2要件（置換可能性）

本件発明1は、上記アに主張した本質的部分を備えることにより、ケーブルマー

カーラベルについて、回転できるようにケーブルに付けられ、ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ、1部品又は2部品の構成であり、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し、かつ安価に製造できるという作用効果を奏するものである。

5 そして、本件発明1の構成のうち、①「点線状の孔によって生じるすじ」であるところの「ミシン目」との構成を、切り離された「切れ目22'」との構成又は「切れ目22'」と「端部接続部分EP」からなる構成に置き換え、②「ミシン目」について「一直線に横切る」という意味の「横断して延在し」との構成を、「切れ目22'」が一方の「端部接続部分EP」から他方の「端部接続部分EP」までコの
10 字型に延在しているとの構成に置き換えたとしても、同置換え後の被告製品は、回転できるようにケーブルに付けられ、ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ、1部品又は2部品の構成であり、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し、かつ安価に製造できるという、本件発明1の目的を達することができるから、本件発明1と同様の作用効果を奏するもので
15 ある。

ウ 均等の第3要件（置換容易性）

(ア) 第3要件充足性

本件発明1に係る特許請求の範囲の記載及び本件明細書等の記載上、「ミシン目」の形状は何ら限定されていないこと、被告製品の製造当時（なお、被告特許発明に係る特許の出願日は平成26年9月29日である。）、物品に添付するラベルの技術分野において、ラベルに形成された分断線に沿って当該ラベルを複数の部分に分断するような分断ラベル及び当該分断線の形状を、コの字状を含む非直線状とすることは周知技術であったこと（甲21ないし30）、被告には、本件特許権の侵害を回避する動機付けがあったこと、被告製品に係る構成を採用したことによる顕著
20 な効果も見られないことなどからすれば、本件発明1の構成のうち、①「ミシン目」との構成を、「切れ目22'」との構成又は「切れ目22'」と「端部接続部分E

P」からなる構成に置き換え、②「ミシン目」が「横断して延在し」との構成を、「切れ目 2 2'」が一方の「端部接続部分 E P」から他方の「端部接続部分 E P」までコの字型に延在しているとの構成に置き換え、被告製品に係る構成とすることは、被告製品の製造当時、当業者が容易に想到し得たことである。

5 (イ) 被告の主張に対し

被告は、均等の第 3 要件における「容易に想到することができた」とは、特許法 29 条 2 項所定の「容易に発明をすることができた」とは異なり、当業者であれば誰もが、特許請求の範囲に明記されているものと同じように認識できる程度の容易さをいうなどと主張するが、「容易」「想到」という語が使用されている以上、特許法 29 条 2 項と同様の基準により「容易に想到することができた」かが判断されるべきである。

被告は、被告製品製造当時の技術水準を示す証拠はケーブルマーカラベルに関するものに限られるべきと主張するが、本件明細書等の段落【0046】には、本件各発明が「流体管、軸方向に取り外し可能な制御線、チューブ状の静的構造」等に使用可能であることが明記されているほか、常識的に見ても、技術水準を示す証拠をケーブルマーカラベルに関するもののみ限定することは不当である。

被告は、分断線の形状をコの字型とすることが周知技術であるとしても、第 1 接着領域をラベルの両角部の 2 点固定とすることについては動機付けがないと主張するが、第 1 接着領域をラベルの両角部の 2 点固定とした構成は、本件発明 1 の技術的範囲に含まれるのであるから、かかる構成とする動機付けが求められるものではない。

エ 均等の第 4 要件（容易推考性の不存在）及び第 5 要件（意識的除外等の不存在）

被告製品は、本件第 1 優先日の時点における公知技術と同一又はこれから上記時点に容易に推考できたものではない。

また、本件特許の出願経過等に照らしても、被告製品が、本件発明 1 に係る特許

請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情はない。

【被告の主張】

本件においては、次のとおり、均等の第1要件、第2要件及び第3要件のいずれも充たされていないから、均等侵害は成立しない。

5 ア 均等の第1要件（非本質的部分）

特許発明の本質的部分を認定するに際し、特許請求の範囲の記載の一部についてこれを上位概念化すること自体が許容されるとしても、明細書に開示された技術的思想ないし課題解決原理を超えることは許されないというべきである。

10 本件明細書等が開示された本件発明1の技術的思想や課題解決原理を踏まえると、本件発明1の本質的部分は、次のとおり認定されるべきである。

「透明フィルムを備える、ケーブルの識別をするためのセルフラミネート回転ケーブルマーカラベルであって、透明フィルムが分断線に沿って破れた後にケーブルに接着剤で接着されたままとなることが予定されている第1接着領域、透明フィルムの巻き付け方向に沿って第1接着領域と隣り合っている非接着領域及び第2接着領域を備え、かつ一方の面上にプリント用領域を有する透明フィルムがケーブルの周囲に巻き付けられた後、少なくとも部分的に第2接着領域が非接着領域の上に位置するように構成され、第1接着領域がケーブルに貼着された後に、上記透明フィルム上に形成され横断する分断線が巻き付け方向の力を受けて透明フィルムが破られることにより、第1接着領域がケーブルに接着剤で固定されたままとなり、かつ、プリント用領域と第2接着領域とが回転することを可能とした点。」

20 被告製品のラベル10'は、「第1接着領域16'」をケーブルからはがさなくては、回転自在な部分は形成されない。換言すると、被告製品の「第1接着領域16'」は、「非接着性領域20b'」から分離した瞬間にケーブルから分離される。

したがって、本件発明1と被告製品との相違部分は、本件発明1の本質的部分に係るものであるといえるから、均等の第1要件を充足しない。

25 イ 均等の第2要件（置換可能性）

争点1について主張したとおり、本件各発明の作用効果は、次のとおりであると解される。

「最初に第1接着領域がケーブルに係合され接着された後に、透明フィルムのプリント用領域がケーブルの周囲に巻き付けられる。これにより、ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ、1部品又は2部品の構成となる。次に、透明フィルムのうちケーブルの接線方向の力を受けたプリント用領域及び第2接着領域がプリント用領域の巻き付けに伴いこれに覆われたミシン目に沿って透明フィルムの第1接着領域から分かれる。第1接着領域はケーブルに接着されたままである。分離後、第2接着領域は、プリント用領域にわたって保護層を形成する。これにより、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成でき、かつ、安価に製造できる。プリント用領域の下に位置する第1接着領域の外側非接着性表面とプリント用領域の裏面とが接着剤を含まないので、プリント用領域は、ケーブルの周囲における360度の回転を実現できる。」

他方、被告製品は、第1接着領域16'とプリント用領域20b'が同時にケーブルに接合され接着された後に、そのプリント用領域20b'がケーブルの周囲に巻き付けられる。そして、透明フィルム14'のうち切れ目22'の外側のいったん巻き付けられた部分が解かれ、これに伴い、第1接着領域16'も取り去られる。

このため、本件発明1では、第1接着領域をケーブルから取り外すには、回転可能となったラベル部分をケーブルに沿って移動させるなど、意識的な動作を要し、第1接着領域を取り外すか否かはユーザが任意に選択できるのに対し、被告製品では、第1接着領域16'を取り外す動作が不要である反面、これを取り外すか否かをユーザが選択することはできない。

以上のとおり、本件発明1と被告製品とは、その作用効果が異なるというべきであるから、均等の第2要件を充足しない。

ウ 均等の第3要件（置換容易性）

均等の第3要件にいう「対象製品等の製造等の時点において容易に想到すること

ができた」とは、均等侵害を認めるべき趣旨に鑑みれば、特許法29条2項所定の「容易に発明をすることができた」という場合とは異なり、当業者において、特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度の容易さをいうものと解される。

5 被告製品に係る発明については、特許権が設定されているところ(被告特許発明)、同特許の願書に添付した明細書には、本件特許の公表特許公報が挙げられている(甲12の段落【0004】参照)。頒布された刊行物に記載された発明から容易に発明をすることができない発明でなくては、特許を受けることができないことからすれば、被告特許発明について特許がされているということは、被告製品の構成は、
10 本件発明1から容易に発明をすることができないということである。そうすると、本件発明1との相違部分に係る被告製品の構成について、当業者が、特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できるほどに、容易に想到することができたとはいえない。

原告は、被告製品の製造当時の技術水準を示す証拠として、甲21号証ないし3
15 0号証を提出するが、これらの技術文献は、いずれもケーブルマーカラベルに関するものではないから、周知技術を立証する証拠として用いることはできないというべきである。

仮に、原告が主張するように、「ラベルを複数の部分に分離する分断線としてのコの字型等の形状」が周知技術であるとしても、本件発明1から被告製品の構成に
20 到達するには、更に「ラベル短手方向にわたって第1接着領域が設けられた本件特許の実施例との差別化を図ろうとして、第1接着領域をラベルの両角部に設けて2点固定とすること」を要するものであり、この点が容易とされる根拠はないというべきである。

したがって、均等の第3要件を充足しない。

25 (3) 争点3 (被告製品は、文言上本件発明26の技術的範囲に属するか) について

ア 争点3-1 (被告製品は構成要件26B, 26C, 26D及び26Fを充足するか) について

【原告の主張】

(ア) 構成要件26B, 26C, 26D及び26F充足性

5 本件発明26の「第1接着領域」は、本件発明1の「第1接着領域」と同様に、透明フィルム上に複数存在する接着面を有する領域のうちの1つを意味するものと解すべきである。

被告製品におけるラベル10'は、複数存在する接着面を有する領域のうちの1つである「第1接着領域16'」及び「第2接着領域24'」を有する透明フィルム14'を備え、第1接着領域16'と第2接着領域24'との間に滑らかな「非接着領域20a', 20b'」を備え、第1接着領域16'と第2接着領域24'の間に位置する「プリント用領域20b'」を透明フィルム14'上に備えている。また、第1接着領域16'と第2接着領域24'は、いずれも基層28'に取り外し可能に貼着されている。

15 したがって、被告製品は構成要件26B, 26C, 26D及び26Fをいずれも充足する。

(イ) 被告の主張に対し

被告は、被告製品の「プリント用領域20b'」は、「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」との「間」に位置していないと主張する。

20 しかし、「プリント用領域20b'」は、「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」とにより、その三辺が取り囲まれるように配置されているから、位置的にみて「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」との「間」に位置しているといえることができる。また、被告製品のラベル10'をケーブルに接着するときには、「第1接着領域16'」、「プリント用領域20b'」、「第2接着領域24'」の順に接着していくから、機能的にみても「プリント用領域20b'」は、
25 「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」の間にあるといえることができ

る。

【被告の主張】

(ア) 「第1接着領域」について

本件発明26の「第1接着領域」は、本件発明1の「第1接着領域」と同様に、
5 「透明フィルムがミシン目に沿って破れた後にケーブルで接着剤で接着されるまま
となることが予定されている領域」と解すべきところ、被告製品の「第1接着領域
16'」は、最終的にケーブルから取り除かれてしまうため、「ケーブルで接着さ
れるままとなることが予定されている領域」に当たらず、本件発明26の「第1接
着領域」に相当しない。

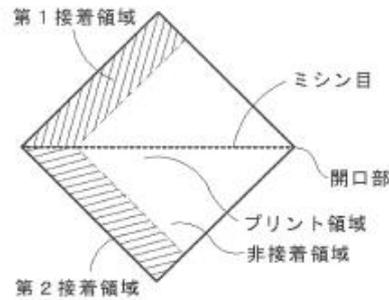
10 (イ) 「前記第1および第2接着領域の間に位置するプリント用領域」について

a 「間に位置する」の解釈

構成要件26Dの「プリント用領域」が「前記第1および第2接着領域の間に位
置する」とは、本件明細書等の段落【0020】、【0021】、【図3】、【図
4】などを参酌すると、「プリント用領域」が「巻き付け方向に沿って第1接着領
15 域と非接着領域と第2接着領域とが並んでいるときの第1接着領域と第2接着領域
とに挟まれた部分」に位置することを要すると解すべきである。

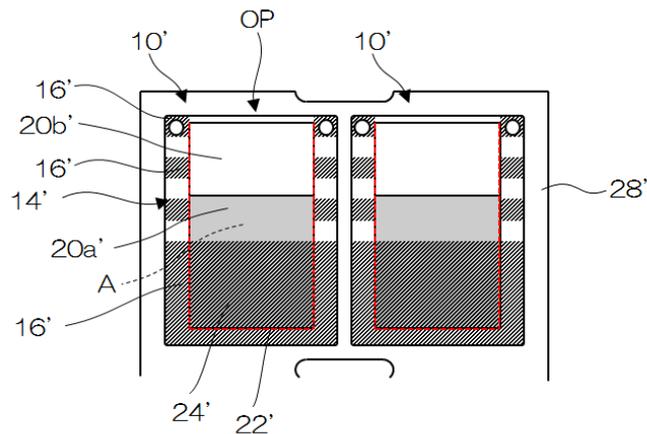
原告は、「第1接着領域」と「第2接着領域」により、「プリント用領域」の三
辺が囲まれていれば、「第1接着領域」と「第2接着領域」との「間」に位置する
といえるかのように主張するが、三辺が取り囲まれていなければ「間」に位置する
20 といえるのか不明である。また、仮に、「プリント領域」が「間」に位置すること
の意義を、単に「2つの領域に挟まれている」と解すれば足りると解するならば、
次図のようなケーブルマーカールラベルも本件発明1の技術的範囲に含まれることと
なるが、このようなラベルが原告の主張するところの本件発明1の作用効果を奏し
ないことは明らかである。このことから、「プリント用領域」が「前記第1およ
25 び第2接着領域の間に位置する」とは、「プリント用領域」が「巻き付け方向に沿
って第1接着領域と非接着領域と第2接着領域とが並んでいるときの第1接着領域

と第2接着領域とに挟まれた部分」に位置することを要するといえる。



b 被告製品の構成

5 被告製品の「プリント用領域20b'」は、下図（別紙3被告製品説明書の図1）
のとおり、「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」の「間」には位置し
ていない。



この点について、原告は、被告製品のラベル10'をケーブルに接着するとき
10 は、「第1接着領域16'」、「プリント用領域20b'」、「第2接着領域24'」
の順に接着していくとして、機能的にみても「プリント用領域20b'」が「間」
に位置するといえると主張するが、被告製品のラベル10'をケーブルに接着する
際には、「第1接着領域16'」と「プリント用領域20b'」とは、同時にケー
ブルに巻き付けられるのであるから、原告の主張は誤りである。

(ウ) 小括

以上の理由により、被告製品は構成要件 26 B, 26 C, 26 D 及び 26 F をい
ずれも充足しない。

イ 争点 3-2 (被告製品は構成要件 26 E を充足するか) について

5 **【原告の主張】**

本件発明 26 の「ミシン目」は、本件発明 1 の「ミシン目」と同様に、点線状の
孔の有無にかかわらず、フィルムの分断・分離を容易にする弱化線をも含むものと
解すべきである。

10 被告製品のラベル 10' は、透明フィルム 14' 内にその分断・分離を容易にす
る「切れ目 22'」を備えており、「切れ目 22'」は、透明フィルム 14' の分
断・分離を容易にする弱化線といえる。

したがって、被告製品は構成要件 26 E を充足する。

【被告の主張】

15 本件発明 1 と同様に、本件発明 26 の「ミシン目」とは、「物の接するところに
点線状の孔によって生じるすじ」と解すべきところ、被告製品の「切れ目 22'」
は、その一端から他端までの全ての箇所において、あらかじめ「透明フィルム 14'」
がその表面から裏面まで切り離されているから、本件発明 26 E の「ミシン目」に
相当しない。

したがって、被告製品は構成要件 26 E を充足しない。

20 ウ 争点 3-3 (被告製品は構成要件 26 G を充足するか) について

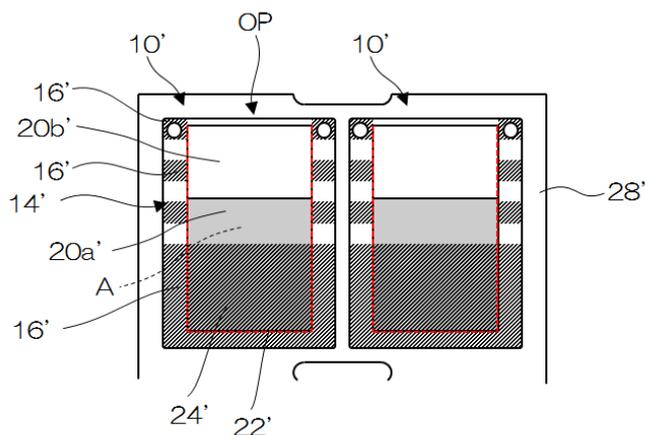
【原告の主張】

(ア) 構成要件 26 G 充足性

構成要件 26 G の「開口部」とは、一般的な意義からして「外に向かって開いた
穴」と解すべきである(甲 11)。

25 下図(別紙 3 被告製品説明書の図 1)において、被告製品のラベル 10' には、
接着剤が塗布されていないために基層 28' に貼着されていない「開口部 OP」が

形成されている。「開口部OP」は、「外に向かって開いた穴」ということができる。



そして、選択した透明フィルム14'の開口部OPを引くように持ち上げると、
5 開口部OPがこの力を受け、基層28'から透明フィルム14'を取り外すことができる。

したがって、被告製品は構成要件26Gを充足する。

(イ) 被告の主張に対し

被告は、被告製品の基層28'及び透明フィルム14'を折り曲げても基層28'
10 と透明フィルム14'との間が広がらないとして、「開口部」の存在を否定するが、そのことのみをもって直ちに「開口部」の存在を否定する理由とはならないというべきである。

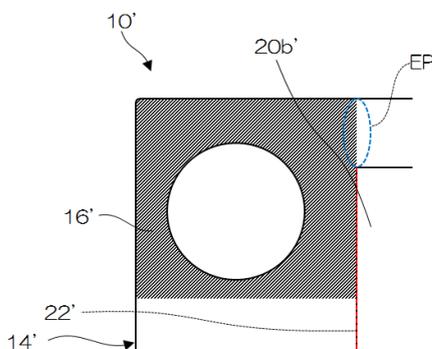
また、被告は、被告製品において透明フィルム14'を基層28'からはがす際
15 には、白丸角のある部分をつまんで持ち上げるように構成されているとも主張するが、被告製品の使用者は、「開口部OP」部分をつまんで持ち上げることもできるのであるから、「開口部」の存在を否定する理由とはならないというべきである。

【被告の主張】

被告製品には「開口部」が設けられていない。このことは、被告製品の基層28'
及び透明フィルム14'を折り曲げても基層28'と透明フィルム14'との間が

広がらないこと（乙2の写真1参照）からも明らかである。

また、被告製品は、透明フィルム14'を基層28'からはがす際に、白丸角のある上部角（下図〔別紙3被告製品説明書の図2〕に係る部分）をつまんで持ち上げるように構成されており、原告が主張するように「開口部OP」を持ち上げてラベル10'をはがそうとすれば、「端部接続部分EP」に力がかかって破断するおそれがある。よって、被告製品は、「選択した透明フィルムを引くように持ち上げる力を受け、前記基層から前記選択した透明フィルムを取り外せるよう構成されている開口部」を有しない。



したがって、被告製品は構成要件26Gを充足しない。

(4) 争点4（被告製品は、本件発明26と均等なものとしてその技術的範囲に属するか）について

【原告の主張】

仮に、構成要件26Eの「ミシン目」が「物の接するところに点線状の孔によって生じるすじ」と解され、他方、被告製品の「切れ目22'」が、透明フィルム14'の表面から裏面までを全て切り離している点において、被告製品が構成要件26Eを文言上充足しないとしても、本件においては、以下のとおり均等侵害が成立するといふべきである。

ア 均等の第1要件（非本質的部分）

本件各発明の従来技術に対する貢献の程度が大きいことは、争点2について主張

したとおりである。

したがって、本件発明 26 の本質的部分を認定するに際して、特許請求の範囲の一部を上位概念化することが許されるべきであるから、本件発明 26 の本質的部分は、次のとおり認定することができる。

5 「透明フィルムを備える、ケーブルの識別をするためのセルフラミネート回転ケーブルマーカラベルであって、第 1 接着領域、第 2 接着領域及び非接着領域を備え、更にプリント用領域を備え、上記透明フィルム上に存在する分断部分から同フィルムを分断・分離することにより、ラベル自体が回転することを可能とした点。」

10 そうすると、フィルムの分離・分断をするための分断部分が、点線状の孔を有するすじ（「ミシン目」）であるか否かという相違部分は、本件発明 26 の本質的部分に係るものではない。

イ 均等の第 2 要件（置換可能性）

15 本件発明 26 は、上記アに主張した本質的部分を備えることにより、ケーブルマーカラベルについて、回転できるようにケーブルに付けられ、ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ、1 部品又は 2 部品の構成であり、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し、かつ安価に製造できるという作用効果を奏するものである。

20 そして、本件発明 26 の構成のうち、「点線状の孔によって生じるすじ」であるところの「ミシン目」との構成を、切り離された「切れ目 2 2'」との構成又は「切れ目 2 2'」と「端部接続部分 E P」からなる構成に置き換えたとしても、同置換え後の被告製品は、回転できるようにケーブルに付けられ、ケーブル接続の端部を切断することなく瞬時に終端ケーブルに付けられ、1 部品又は 2 部品の構成であり、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し、かつ安価に製造できるという、本件発明 26 の目的を達することができるから、本件発明 26 と同様の作用効果を奏するものである。

ウ 均等の第 3 要件（置換容易性）

本件発明 2 6 の構成のうち、「ミシン目」との構成を、「切れ目 2 2'」との構成又は「切れ目 2 2'」と「端部接続部分 E P」からなる構成に置き換えることは、当業者には本件特許権の侵害を回避する動機付けがあることからすれば、被告製品の製造時点において容易であったというべきである。

5 エ 均等の第 4 要件（容易推考性の不存在）及び第 5 要件（意識的除外等の不存在）

被告製品は、本件第 1 優先日の時点における公知技術と同一又はこれから上記時点に容易に推考できたものではない。

また、本件特許の出願経過等に照らしても、被告製品が、本件発明 2 6 に係る特
10 許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情はない。

【被告の主張】

ア 本件発明 2 6 と被告製品との相違部分について

本件発明 2 6 と被告製品とを対比すると、原告が仮定的に主張する相違部分のほかにも、本件発明 2 6 において「前記透明フィルム上のプリント用領域であって、
15 前記第 1 および第 2 接着領域の間に位置するプリント用領域」とされるのに対し、被告製品では「フィルム 1 4' 上のプリント用領域であって、第 1 接着領域 1 6' の間に位置するプリント用領域 2 0'」である点においても両者は相違している。

イ 第 1、第 2、第 3 要件を充足しないこと

また、争点 2 について述べたのと同様の理由により、均等の第 1、第 2 及び第 3
20 要件を充足しないというべきであるから、均等侵害は成立しない。

(5) 争点 5（被告は、被告製品の輸入及び輸出をしているか）について

【原告の主張】

被告製品が被告を一員とする企業グループのグローバルサイトの製品ページに掲載されていること、被告のウェブサイトに「統一規格の製品を世界 9 カ国で製造し
25 ており、どの市場でも互換性のある高品質製品の入手が可能です。」と記載されていることからすれば、被告は、被告製品の輸入及び輸出しているものと推認される

(甲9)。

【被告の主張】

被告が被告製品を輸入及び輸出しているとの原告主張は、否認する。この点の立証責任は原告にあるし、そもそも、何かをしていないことを立証することは不可能である。

(6) 争点6 (原告の損害及びその額) について

【原告の主張】

ア 逸失利益の損害

被告による被告製品の販売は、本件特許権の侵害を構成し、原告は、これにより損害(逸失利益)を被っているところ、その額は、少なくとも10万円である。

イ 弁護士費用・弁理士費用

被告による被告製品の譲渡等は、本件特許権の侵害を構成するところ、原告は、その救済を求めるため、本件訴訟を弁護士及び弁理士に依頼した。上記侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用・弁理士費用としては、500万円が相当である。

【被告の主張】

原告の主張は否認し、又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件各発明について

(1) 特許請求の範囲の記載

本件各発明に係る特許請求の範囲の記載は、前記前提事実(3)のとおりである。

(2) 本件明細書等の記載

本件明細書等には、次の記載がある。

ア 技術分野

【0002】「本発明は、どの位置においても読み取れるようにケーブルの周囲を回転するケーブル識別ラベル、より詳しくは、分断部分を有するセルフラミネートケーブルマーカーラベルであって、取付け後にケーブル上でラベルを回転するこ

とができ、既に接続されているケーブルを外すことなく終端ケーブルに適用することができるセルフラミネートケーブルマーカラベルに関する。」

イ 背景技術

【0003】「制御、操作、および他のシステム間における電気的および機械的
5 接続を形成するために使われるケーブルは、ケーブルが移設、そのようなシステム
への追加、変更、修理、および／または故障点検メンテナンスのために識別される
ように、適切にラベルが付けられることが重要である。」

【0004】「ケーブルにマークを付けるために使用される現在入手可能なラベ
10 ルは、粘着面および反対側の印刷可能な面を有し、印刷可能な面にはケーブルマー
カーのマークが付けられる。ラベルの粘着側はケーブルを被覆する外側絶縁層に貼
着し、ラベルはケーブルの周囲を回転することはできない。」

【0005】「他の現在入手可能なケーブルマーカラベルは、中空の円筒状ラ
15 ベルに円筒状ラベルの外面に刷り込まれたケーブル識別マークを有する。これらの
ラベルは、ケーブルに付けられた際に回転できるが、ケーブルのこれらの円筒状ラ
ベルの1つをケーブルに取り付けるためにケーブルの一端を切断するか、取り付け
の前に円筒状ラベルをケーブルに付けなければならない。」

【0007】「現在入手可能な別のケーブルマーカは、ラベルストリップの正
面に書き込み領域を有する回転式ラベルストリップを備え、書き込み領域の反対の
ラベルストリップの裏面は、部分的に粘着性を有している。ストリップの一端部は、
20 ケーブルに巻かれ、粘着面に貼着する。このストリップは、ケーブルのサイズに合
わせることや、汚れまたは抹消からプリントされたマークを保護するための保護用
ラミネート領域を設けることはできない。」

ウ 発明が解決しようとする課題

【0009】「従って、回転できるようにケーブルに付けられ、ケーブル接続の
25 端部を切断することなく終端ケーブルに付けられ、瞬時にケーブルに付けられ、1
部品または2部品の構成であり、プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領

域を形成し、かつ安価に製造できるケーブルマーカールラベルが必要とされている。」

エ 課題を解決するための手段

【0010】「分断部分を有するセルフラミネートケーブルマーカールラベルは、取り付け後にケーブル上のラベルの回転を可能にするように形成される。これは、ラベルをケーブル上において回転して、任意の位置から読み取れることを可能にする。一実施形態におけるラベルは、フィルムの一側の面の第1部分上に塗布された第1接着剤領域を有する透明フィルム材料のストリップを備え、フィルムの第2部分は、低摩擦係数を有し接着剤を含まない滑らかな裏面を有するプリント用またはプリント済ラベル領域を備え、フィルムの第3クリアラミネート部分は、第1接着領域のようにフィルムの同面の第3部分上に塗布された第2接着領域を有する。分断ミシン目は、第1接着領域とプリント用ラベル領域との連結部またはその近傍でフィルムに適用される。透明フィルム材料は、ケーブルの外形に実質的に付加されないほど薄い。」

【0011】「フィルムは、約450°に亘ってケーブルの周囲に巻き付けられ、第1接着層はケーブルに係合し貼着するとともに、巻き付けが360°以上に延在するとフィルムの所定部分に係合し貼着する。ケーブルの周囲へのフィルムの巻き付けは、フィルムのプリント用またはプリント済非接着性ラベル部分が、約450°の長さに亘ってケーブルの周囲に巻き付けられるまで継続する。接線方向の力がラベルの巻き付けられていない部分にかけられる間、ケーブルは回転しないように保持される。フィルムの第2プリント済ラベル部分および第3接着部分が、ミシン目に沿ってフィルムの第1部分から破れ、第1フィルム部分はケーブルに接着剤で固定されたままである。分離後、第3ラミネート部分は、ラベルの周囲にフィルムを巻き続けることによって、ラベルの上面に接着剤で貼着される、すなわち、回転式ラベル部分のプリント用領域に亘って保護層を形成する。プリント済ラベル部分およびクリアラミネート部分は、第1フィルム部分の外側非接着性表面の周囲を自由に回転する。プリント済ラベル部分の下に位置するフィルムの外向き面と、プリン

ト済ラベル部分の裏面とは、接着剤を含まないので、プリント済ラベル部分は、ケーブルの周囲における360°の回転を実現できる。」

【0013】「本発明のいくつかの実施例は、添付図により図示される。この図には、本発明を理解するのに縮尺が合っている必要はなく、詳細図も必要ないこと、
5 または、把握しづらい他の詳細部を省略して表すことを理解できるだろう。もちろん、本発明はここで示される特定の実施例に必ずしも限定されないことは理解できるだろう。」

オ 図面の簡単な説明

【0014】「【図1】本発明の実施形態の回転式フィルム・ラベル複合ストリップの実施形態の断面図であり、図示した実施形態のフィルムの異なる部分および
10 ミシン目の箇所を示している。

【図2】図1に図示された本発明の実施形態のフィルム・ラベル複合ストリップの平面図であり、フィルムの第1接着剤感圧領域の箇所、第2プリント用またはプリント済ラベル部分、第3ラミネート部分、および、図示した実施形態の第1および
15 第2部分間のミシン目の箇所を示している。

【図3】ケーブル周囲の図1および2に示される本発明の実施形態の透明フィルム・ラベル複合ストリップを巻き付けるステップを図示しており、ミシン目に沿ってフィルムを破り、フィルムのラミネート保護部分をラベルのプリント用領域を覆うように適用し、ケーブルに付けられた時点でラベルを回転する。」

カ 発明を実施するための形態

【0015】「図1および図2を参照すると、本発明のセルフラミネート回転ケーブルマーカールabelの実施形態が図示されている。図1は、ケーブル12の周囲に巻き付けられた複合フィルム・ラベルストリップ10を示す。一般的にケーブル12は、ケーブルジャケット（図示せず）に覆われている。図1および図2を参照すると、複合フィルム・ラベルストリップ10は、ビニール、ポリオレフィン、ポ
25 リエステル、または他の好適な材料のような透明な柔軟性材料で作られる薄いフィ

ルム材料の細長いストリップ14を備える。フィルム材料14は、裏面18（図示
 せず）に塗布された接着剤を有する第1部分または領域16を備える。ストリップ
 14の第2部分は、プリント用またはプリント済ラベル領域20を備える。接着剤
 は、プリントラベル領域20の裏面には塗布されず、領域20の反対側の、ストリ
 ップ14の裏面は、低摩擦外向面を有する。一実施形態において、プリントラベル
 領域20は、ストリップ14の裏面18とは反対側のストリップ14の第2面上に
 位置する。ミシン目22は、ストリップ14を通じるとともに、第1接着領域16
 とプリントラベル領域20との連結部またはその近傍においてストリップ14を横
 断するように延在する。また、ストリップ14は、第3部分24が、後述する目的
 のためにクリア透明ラミネート領域を形成するように、裏面に塗布された透明接着
 剤領域26を有する第3透明ラミネート部分24を含む。」

【図1】

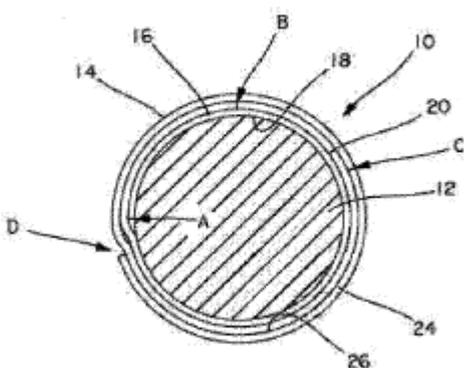


FIG. 1

【図2】

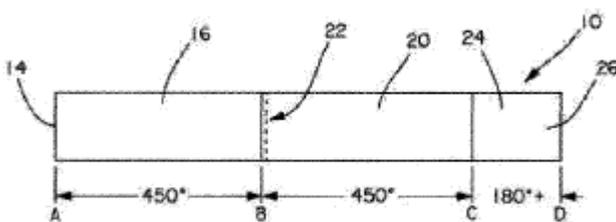


FIG. 2

【0016】「図2を参照すると、ストリップ14の前方端はAとして示され、
 ミシン目22の概略位置はBとして示され、プリントラベル領域20の端はCとし
 て示されている。図1において説明した本発明の実施形態に見られるように、スト
 リップ14がケーブル12の周囲に最初に巻き付けられるとき、AB間においてスト
 リップ14に沿って延在する接着領域16は、ケーブル12に第1接着領域16
 を貼着し、ケーブル12の周囲にストリップ14をさらに巻き付けるための固定部
 を形成する。図示される実施形態では、ストリップ14の第1接着領域16は、第

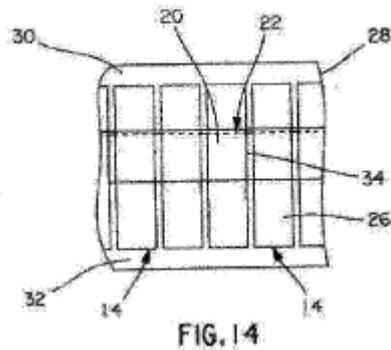
1 接着領域 1 6 がケーブル 1 2 の直径に比例する周囲長に亘ってケーブル 1 2 に貼
着されるように、ケーブル 1 2 の周囲を 3 6 0° 以上の長さ、例えば図 2 に示唆さ
れるように 4 5 0° の長さで巻き付けられる。また、第 1 接着領域 1 6 は、図 1 に
図示される実施形態において 9 0° 以上に亘ってストリップ自体に貼着される。」

5 【0 0 1 7】「図 1 に示される実施形態では、第 1 接着領域 1 6 が、ケーブル 1
2 の周囲に全体で 4 5 0° 巻き付けられる際に、ミシン目 2 2 は図 1 に示される位
置 B にあり、そのとき位置 B は、位置 A から約 9 0° に位置する。しかしながら、
第 1 接着領域 1 6 は、ケーブル 1 2 の直径によって別の円周距離範囲を亘ってケー
ブル 1 2 の周囲に巻き付けられてもよい。上述の巻き付け角度パラメーターは、例
10 示に過ぎなく、他の巻き付け円周距離が、本発明の要旨を逸脱することなく使用さ
れてもよい。」

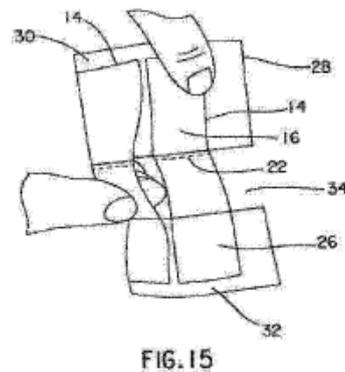
【0 0 1 8】「図 1 を参照すると、ストリップ 1 0 がケーブル 1 2 に付けられる
とき、プリントラベル領域 2 0 は、プリントラベル領域 2 0 が 3 6 0° 以上の長さ
に亘って第 1 接着領域 1 6 を覆うように、ラベルストリップ 1 4 の第 1 接着領域上
15 面に亘って延在する。図 1 に示される実施形態では、プリントラベル領域 2 0 は、
位置 C に示されるように、ミシン目 2 2 の位置 B を越えて 4 5 0° 延在する。他の
角距離でも好適であり得る。プリントラベル領域 2 0 は接着剤裏面を有さないので、
後述するように、プリントラベル領域 2 0 は、ミシン目において破られると、スト
リップ 1 4 の第 1 接着領域 1 6 の非接着性上面の周囲における円周回転運動が可能
20 になる。ストリップ 1 4 の第 3 透明ラミネート部分 2 4 は、図 1 の示される実施形
態において位置 D までの 1 8 0° 以上の距離によってプリントラベル 2 0 に亘って
延在する。しかしながら、様々なケーブルの 1 2 の直径の結果により他の角距離範
囲が使用されてもよい。ラミネート部分 2 4 は、接着領域 2 6 によってプリントラ
ベル領域 2 0 の表面に貼着され、プリントラベル領域 2 0 を覆う保護用透明カバー
25 を形成し、取り付けられたラベルを読み取れる位置に手で回転する際に、プリント
されたマークが汚れるのを防ぐ。」

【0019】「一実施形態において、本発明は、直列に基層28に取り外し可能に貼着されるストリップ14を有するロールや他の好適な容で複数のストリップ14が利用者に提供されることを検討する(図14)。ストリップ14の両端部の接着剤部分16, 26は、図15に示されるように、ラベルがケーブル12に付けられる際に各ストリップ14が手で基層から取り外されるように、基層28にストリップを取り外し可能に貼着する。基層28上の各ストリップ14は、ミシン目22を含む。一実施形態では、基層28は、ストリップ14のプリントラベル領域20の下方の空間34とともに、2つ平行な部分30, 32で形成される。」

【図14】

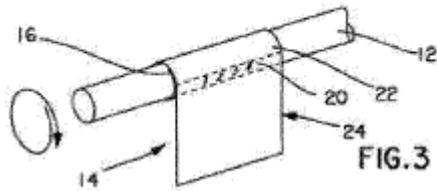


【図15】

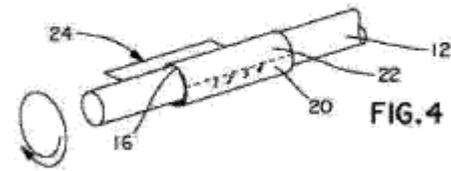


【0020】「図3~図7は、ケーブル12に複合フィルム・ラベルストリップ10を取り付ける独創的な方法を示す。まず、プリント用またはプリント済ラベル領域20を有する1枚のストリップ材料14が、基層28の部分30, 32から手で取り外される(図15)。図3に示されるように、ストリップ14の第1接着領域16は、接着裏面18が第1部分16をケーブル12に固定するように、ケーブル12にきつく巻き付けられる。図1における位置AB間に見られるように、第1接着領域16は、接着領域16の所定部分が接着領域16の既に巻き付けられた部分の表面を覆い貼着するように、ケーブル12の周囲に360°以上巻き付けられる。」

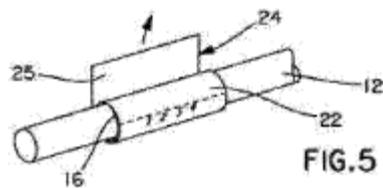
【図 3】



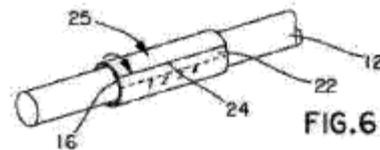
【図 4】



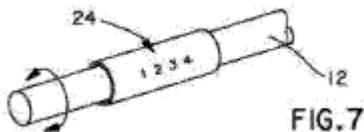
【図 5】



【図 6】



【図 7】



【0021】「図4および図5を参照すると、巻き付け作業は、プリントラベル
 領域20が、ストリップ14の第1領域16の非接着性表面に亘って巻き付けられ
 るように継続する。示される実施形態では、ラベル領域20は、ケーブル12の周
 囲を約450°の長さに亘って巻き付けられ、図1および図4に見られるようにB
 からCまで延在する。次に、ストリップ14のラミネート部分24の加圧接着領域
 26は、実施形態では約90°の延長に亘ってラベル領域20の一部分に部分的に
 接着剤で貼着される。図5に示されるように、巻き付けるステップは、プリントラ
 ベル領域20から外方に延在するストリップ14の第3ラミネート部分24の外側
 断片25をともなって、この時点で中断される。次に、ケーブル12は、回転しな
 いように保持され、ラベル領域20が把持され、マシン目に沿ってプリントラベル
 領域20から第1接着領域16を分離するのに十分なねじり力をかけながら、巻き
 付け方向におけるケーブル12の接線方向に引っ張られる。マシン目が破られた後、

図6に示されるように、加圧接着ラミネート24の残りの断片25が、ラベル領域20に亘って巻き付けられ貼着される。ミシン目22が破られると、プリントラベル領域20は、図7に表現されるように、360°以上の長さに亘ってフィルム14の第1接着領域16の滑らかな表面と接触するプリントラベル領域20の滑らかな裏面により、フィルム材14の第1接着領域16の滑らかな表面の周囲を両方向に自由に回転する。示される実施形態では、プリントラベル領域20の滑らかな裏面は、プリントラベル領域20と領域16の非接着性表面との間に低い摩擦係数をもたらすためにシリコンでコーティングされている。」

【0046】「本発明は、回転式セルフラミネートマーカラベルをケーブルに付ける実施形態として説明されてきた。このラベルは、任意の方向において読み取りを容易にするためにケーブルの周囲を回転することができる。ここで開示されたラベル構造および応用方法は、識別ラベルを、流体管、軸方向に取り外し可能な制御線、チューブ状の静的構造、または同類物などの他の装置に適用するために使用可能であることを理解できるだろう。」

【0047】「本発明の上述の図示した実施形態は、本発明が適用され得る態様を網羅しているものではないことを記載するべきである。むしろ、開示した実施形態は、すぐに理解できるように、本発明の例示的および事例的实施形態としてのものである。本発明の範囲は、本明細書によって限定されることなく、以下の請求項の範囲によって定義されることを意図する。」

(3) 本件各発明の概要

特許請求の範囲の記載(前記(1))及び本件明細書等の記載(上記(2))によれば、本件各発明の概要は、次のとおりと認められる。

ア 本件各発明は、電氣的、機械的接続を形成するケーブルに付して同ケーブルを識別するためのマーカラベルに関する。(【0002】、【0003】)

従来のケーブルマーカラベルにおいては、ラベルがケーブルに貼着するためにケーブルの周囲を回転することができない、ケーブルを切断するかケーブル設置前

にラベルを付さなくてはならない，ケーブルのサイズに合わせることやプリント部分を保護するためのラミネート領域を設けることができないなどの問題点があった。

（【0004】，【0005】，【0007】）

イ 本件発明1は，ケーブルマーカーラベルについて，構成要件1Aないし1Hの構成，とりわけ，フィルムの一側の面に接着剤が塗布された透明な第1接着領域と，接着剤が塗布されていない滑らかな裏面を有するプリント用領域と，第1接着領域に塗布されているのと同面に接着剤が塗布された透明な第2接着領域を有するストリップに，ミシン目が第1接着領域とプリント用領域との連結部又はその近傍において同ストリップを横断するように延在しているとの構成を採用することにより，ケーブルにラベルを装着する際に，第1接着領域をケーブルに接着させてこれをラベルを回転させて装着する起点とし，その後接着剤が塗布されていないプリント用領域と接着剤が塗布されている第1接着領域とをミシン目で切り離すことを可能とし，ケーブル接続の端部を切断することなく終端ケーブルに瞬時に，回転できるように付けられ，1部品又は2部品の構成であり，プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し，かつ安価に提供できるケーブルマーカーラベルを実現するものである。（【0009】ないし【0011】，【0015】等）

本件発明26は，ケーブルマーカーラベルについて，構成要件26Aないし26Hの構成，とりわけ，第1接着領域及び第2接着領域を有する透明フィルムと，透明フィルム上のプリント用領域であって，前記第1接着領域と第2接着領域の間に位置するプリント用領域と，透明フィルム内にこの分離線を形成するミシン目とを備える各ケーブルマーカーラベルが，基層上に一列に複数貼着されており，透明フィルムと基層との間に，選択した透明フィルムを引くように持ち上げるために接着されていない開口部を設ける構成を採用することにより，本件発明1と同様の作用機序を可能とし，回転できるようにケーブルに付けられ，ケーブル接続の端部を切断することなく終端ケーブルに付けられ，瞬時にケーブルに付けられ，1部品又は2部品の構成であり，プリント用領域を覆うクリアな保護ラミネート領域を形成し，

かつ安価に提供できる複数のケーブルマーカークラベルを実現するものである。(【0009】ないし【0011】，【0014】，【0019】等)

2 争点1 (被告製品は、文言上本件発明1の技術的範囲に属するか) について

(1) 争点1-3 (被告製品は構成要件1Fを充足するか) について

5 ア 「ミシン目」について

(ア) 構成要件1Fは、「ミシン目は前記透明フィルムを横断して延在し」と規定するところ、「ミシン」は、通常、「点線状の孔」との意義を有し、「目」は、通常、「物の接する所。また、そこに生ずる筋」との意義を有することからすれば(以上につき、乙1〔広辞苑第四版〕)、「ミシン目」とは、「点線状の孔により形成
10 される筋」を意味するものと解される。

(イ) この点について、原告は、本件明細書等の記載からして、本件発明1において「ミシン目」を設ける技術上の意義は、分離・分断を容易にすることにあるから、「ミシン目」は、点線状の孔の有無にかかわらず、「フィルムの分断・分離を容易にする弱化線」をも含むと主張する。

15 しかしながら、本件明細書の段落【0011】には、本件発明1に係るケーブルマーカークラベルの使用方法につき、次のとおり記載されている。

「フィルムは…ケーブルの周囲に巻き付けられ、第1接着層はケーブルに係合し貼着するとともに、巻き付けが360°以上に延在するとフィルムの所定部分に係合し貼着する。ケーブルの周囲へのフィルムの巻き付けは、フィルムのプリント用
20 またはプリント済非接着性ラベル部分が…ケーブルの周囲に巻き付けられるまで継続する。接線方向の力がラベルの巻き付けられていない部分にかけられる間、ケーブルは回転しないように保持される。フィルムの第2プリント済ラベル部分および第3接着部分が、ミシン目に沿ってフィルムの第1部分から破れ、第1フィルム部分はケーブルに接着剤で固定されたままである。分離後、第3ラミネート部分は、
25 ラベルの周囲にフィルムを巻き続けることによって、ラベルの上面に接着剤で貼着される…」(判決注：下線を付した。)

上記記載によれば、本件発明1に係るケーブルマーカールabelは、まず第1接着領域がケーブルに貼着され、その後ラベルを巻き付けている間、ラベルを巻き付ける方向への力がかかっても、ラベルは、その第1接着領域によってケーブルを保持し、その後、プリント用領域（上記段落【0011】では「第2プリント済ラベル部分」と称される部分）がケーブルに巻き付けられるまで、第1接着領域とプリント用領域及び第2接着領域（上記段落【0011】で「第3接着部分」又は「第3ラミネート部分」と称される部分）とはミシン目によって分離されず、これが巻き付けられた後に、ミシン目に沿って分離されるものとされている。

そうすると、本件発明1において「ミシン目」を採用する技術的意義は、ケーブルへのラベルの巻き付けの初期段階においては、巻き付ける力がラベルにかかっても第1接着領域とプリント用領域及び第2接着領域とが分離しない程度にこれらの部分を保持しつつ、その後プリント用領域がケーブルに巻き付けられた後に、巻き付け方向に更に力を入れることによって、第1接着領域とプリント用領域及び第2接着領域とがミシン目を境に分離することを可能にするものとして、「一定の保持力」と「分断容易性」とを兼ね備えた分断線を形成することにあるものと解される。

したがって、本件発明1の「ミシン目」は、単に「フィルムの分断・分離を容易にする弱化線」であることをもって足りると解することはできないから、原告の上記主張は採用することができない。

イ 「横断して延在し」について

(ア) 構成要件1Fは、ミシン目が透明フィルムを「横断して延在し、」と規定する。ここで、「横断」とは一般に「横又は東西の方向によこぎること」を、「よこぎる」とは一般に「横の方向に通り過ぎること」をそれぞれ意味し（乙1〔広辞苑第四版〕）、また、「延在」とは、一般に「延びて存在すること」を意味するから、構成要件1Fの「ミシン目」は、透明フィルムの一方向の端から他方の端へと横切つて延びることを要するものと解するのが自然である。もっとも、「ミシン目」が、透明フィルムの短手方向に「横断して延在」することを要するのか、その長手方向

に「横断して延在」することを要するのかは、特許請求の範囲の記載のみからでは判然としない。

そこで、本件明細書等を参照すると、段落【0015】及び【図2】には、次の記載がある。

5 「…一実施形態において、プリントラベル領域20は、ストリップ14の裏面18とは反対側のストリップ14の第2面上に位置する。ミシン目22は、ストリップ14を通じるとともに、第1接着領域16とプリントラベル領域20との連結部またはその近傍においてストリップ14を横断するように延在する。…」(判決注：下線を付した。)

【図2】

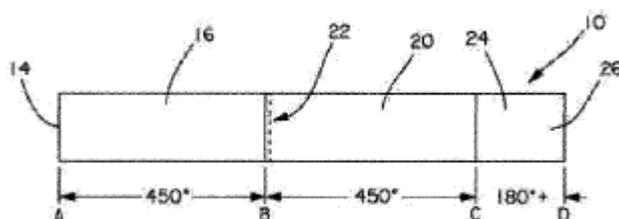


FIG.2

10 上記記載を斟酌すると、構成要件1Fにいう「ミシン目は前記透明フィルムを横断して延在し」とは、「ミシン目」が、透明フィルムの短手方向左右にわたって一方の端から他方の端へと横切って延びていることを要するものと解される。

15 (イ) この点について、原告は、特許請求の範囲の記載は、ミシン目が一直線に横切ることを要するとはされていないとか、「ミシン目」の技術的意義からして、透明フィルムの外周縁のうちの一点から他点まで延在し、その線に沿って分離・分断を可能とすれば「横断」しているといえる旨主張する。

20 そこで検討するに、「ミシン目」が一直線でなく、例えば曲線状のミシン目であっても、それが透明フィルムを「横断して延在している」といえる限りは、構成要件1Fを充足すると解しても差支えないと解される。

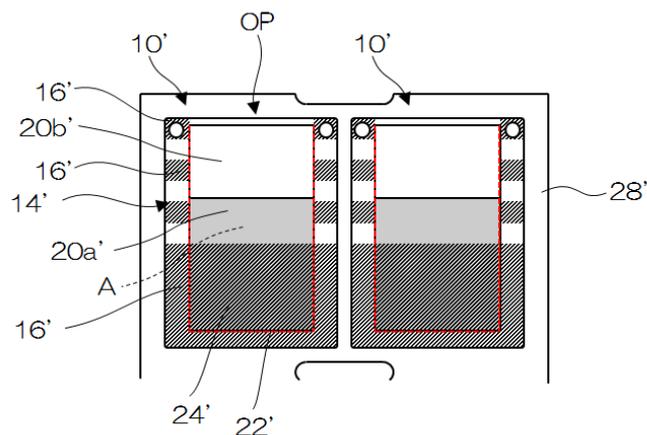
しかしながら、特許請求の範囲の記載によれば、ミシン目は「透明フィルムを横

断して延在し」なければならないところ，単に，一点から他点まで方向を問わずに
ミシン目が存在しているのみでは，「横断して延在」するというのに十分でないとい
うほかはない。また，一般に特許発明の技術的範囲は，明細書の発明の詳細な説
明に開示された実施例の構成に限定されるものではないが，本件明細書等には，上
5 記【図2】に示される実施例以外に，「ミシン目」が「透明フィルムを横断して延
在」することにより，本件発明1の課題を解決できる場合を何ら開示していないの
であるから，特許請求の範囲及び本件明細書等に接した当業者が，本件発明1の課
題を解決できる構成として認識する「ミシン目は前記透明フィルムを横断して延在
し」との構成は，上記のとおり，ミシン目が透明フィルムの短手方向左右にわたっ
10 て一方の端から他方の端へと横切って延びていることを指すものと解するほかはな
い。

したがって，原告の上記主張は採用することができない。

ウ 被告製品の構成

(ア) 別紙3被告製品説明書のとおり，被告製品には，下図（別紙3被告製品説明
15 書の図1）の赤い点線部分に「切れ目22'」が存在している。



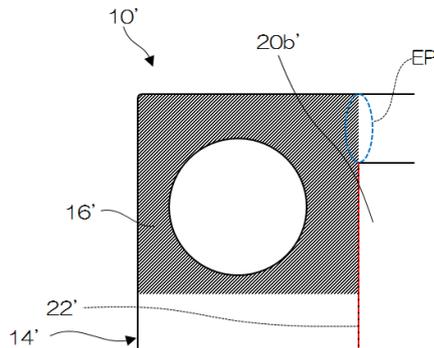
「切れ目22'」は，次の写真（別紙3被告製品説明書の写真3）のとおり，基
層28'からラベル10'をはがしてピンセットでつまんだのみであっても，フィ
ルムが分断されてしまうのであるから，被告製品の製造過程において，いったん完

全に切断され、塗布された接着剤によってかろうじてフィルムをつなげる筋を形成しているものと認められる。



5 以上のような「切れ目 2 2'」は、「点線状の孔により形成される筋」といえないことは明らかであるし、接着剤によってかろうじてフィルムをつなげる筋では、「一定の保持力」と「分断容易性」を兼ね備えるものということもできないから、本件発明 1 にいう「ミシン目」に当たらない。

10 (イ) 原告は、被告製品における「切れ目 2 2'」が本件発明 1 の「ミシン目」に当たらないとしても、被告製品における「切れ目 2 2'」と「端部接続部分 E P」
とから形成される部分（下図〔別紙 3 被告製品説明書の図 2〕参照）は、本件発明 1 の「ミシン目」に相当すると主張する。



しかしながら、大きくコの字状に切断された「切れ目 2 2' 」と、極めて短い「端部接続部分 E P」とを併せた部分をもって、「点線状の孔により形成される筋」ということには無理があるというほかない。

5 また、仮に「切れ目 2 2' 」と「端部接続部分 E P」とを併せた部分をもって「ミシン目」に当たり得るとしても、同部分は、透明フィルム 1 4' の短手方向左右にわたって一方の端から他方の端へと横切って延びているものではないので、「横断して延在し」ているということもできない。

エ したがって、被告製品は、構成要件 1 F を充足しない。

10 (2) 争点 1 - 4 (被告製品は構成要件 1 G を充足するか) について

構成要件 1 G は、「前記ミシン目により前記透明フィルムの分断線が形成され」と規定するところ、「分断線」とは、その一般的な語義 (甲 1 1 [広辞苑第六版]) からして、「まとまりあるものを断ちきって別れ別れにするすじ」と解される。

15 被告製品をケーブルに設置した後に、「第 1 接着領域 1 6' 」を取り外すと、「端部接続部分 E P」が引きちぎられて、透明フィルム 1 4' が分断されることとなるから、被告製品における「切れ目 2 2' 」及び「端部接続部分 E P」からなる部分は、透明フィルム 1 4' を分断する筋とはいいい得るものの、上記 (1) のとおり、同部分は本件発明 1 の「ミシン目」には当たらない。

したがって、被告製品は、構成要件 1 G を充足しない。

20 (3) 争点 1 の小括

以上によれば、被告製品は、少なくとも、本件発明1の構成要件1F及び1Gを充足しないから、構成要件1A（争点1-1）及び構成要件1B（争点1-2）について検討するまでもなく、文言上、本件発明1の技術的範囲に含まれるものではない。

5 3 争点2（被告製品は、本件発明1と均等なものとしてその技術的範囲に属するか）について

(1) 均等の5要件について

特許請求の範囲に記載された構成に、相手方が製造等をする製品又は用いる方法（以下「**対象製品等**」という。）と異なる部分が存する場合であっても、①同部分
10 が特許発明の本質的部分ではなく、②同部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、
③上記のように置き換えることに、当該発明の属する分野における通常の知識を有する者（以下「**当業者**」という。）が、対象製品等の製造等の時点において容易に
15 想到することができたものであり、④対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者が当該出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、
⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、同対象製品等は、特許請求の
範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと
20 解するのが相当である（最高裁平成6年（オ）第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁〔以下「**ボールスプライン事件最判**」という。〕、最高裁平成28年（受）第1242号同29年3月24日第二小法廷判決・裁判所時報1672号3頁参照。以下、上記①ないし⑤の要件を「**第1要件**」ないし「**第5要件**」という。なお、本件特許は、優先権主張を伴うものであることから、本件では、上記④の要件における「特許出願時」は、本件第1優先日の時点と
25 読み替えることになる。）。

(2) 本件発明1と被告製品との相違部分

前記 2 (1)において詳述したとおり、本件発明 1 では、「ミシン目は前記透明フィルムを横断して延在し」ている（その意義が「透明フィルムの短手方向左右にわたって一方の端から他方の端へと横切って延びていること」であることは、前記 2 (1)にて認定説示したとおりである。）ところ、被告製品は、少なくとも、その「切れ目 2 2'」がいったん完全に切断され、塗布された接着剤によってかろうじてフィルムをつなげる筋を形成している点、及び「切れ目 2 2'」と「端部接続部分 E P」とを併せても、同部分が透明フィルム 1 4' 内をコの字状に形成されている点において、本件発明 1 と相違する。

(3) 均等の第 3 要件（置換容易性）について

ア 均等の第 3 要件の意義について

対象製品等が特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に含まれるというためには、特許請求の範囲に記載された構成を対象製品等の構成に置き換えることに、当業者が対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたことを要する（第 3 要件）。

均等の成立に第 3 要件を要するとする趣旨は、特許法の目的、社会正義、衡平の理念の観点からして、特許発明の実質的価値は、第三者が特許請求の範囲に記載された構成からこれと実質的に同一なものとして容易に想到することができる技術に及び、第三者はこれを予期すべきものと解されることにある（ボールスプライン事件最判参照）。

そうすると、第 3 要件にいう「当業者」が「対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができた」とは、特許法 29 条 2 項所定の、公知の発明に基づいて「容易に発明をすることができた」という場合や第 4 要件の「当業者」が「容易に推考できた」という場合とは異なり、当業者であれば誰もが、特許請求の範囲に明記されているのと同じように、すなわち、実質的に同一なものとして認識できる程度に容易であることを要するものと解すべきである（東京地裁平成 3 年（ワ）第 10687 号同 10 年 10 月 7 日判決・判時 1657 号 122 頁参照）。

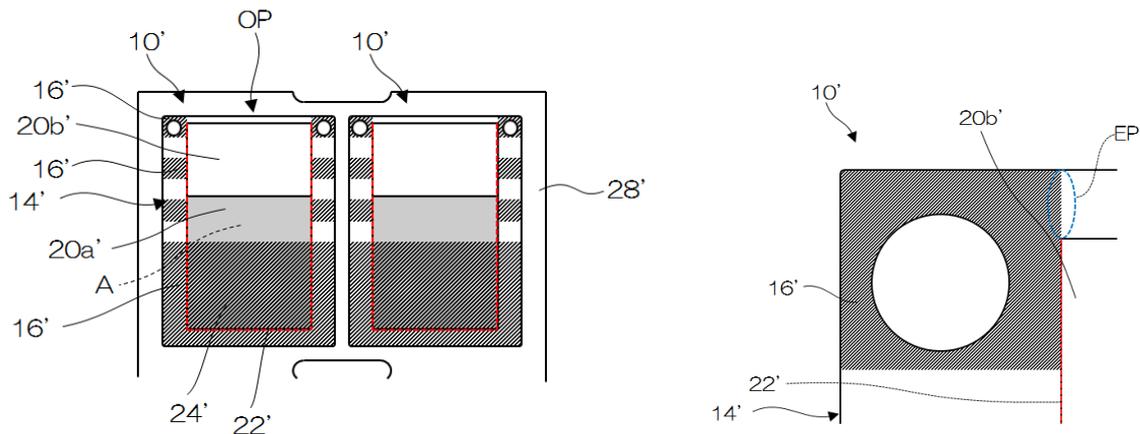
これに対し、原告は、第3要件における「容易に想到することができた」という点について、「容易」「想到」という語が使用されている以上、特許法29条2項と同様の基準により判断されるべき旨主張する。しかしながら、発明の独占が認められるための特許要件たる進歩性の判断基準と、特許請求の範囲に開示された発明の技術的範囲を画する均等の判断基準とを同一にすべき実質的根拠はないというべきである。上記のとおり、特許請求の範囲に記載された構成からこれと実質的に同一なものとして容易に想到できる技術であれば、第三者であっても特許発明の実質的価値が及ぶことを予期すべきといえ、特許請求の範囲が有する公示の要請にもとめることはないといえるが、特許請求の範囲に記載された構成から、特許法29条2項所定の「容易に発明をすることができた」構成にまで特許発明の実質的価値が及ぶとなれば、第三者は、特許発明の技術的範囲を容易には理解することができず、特許請求の範囲が有する公示の要請にもとめる事態が生じかねないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 被告製品について

前記(2)のとおり、本件発明1では、「ミシン目は前記透明フィルムを横断して延在し」ている（その意義が「透明フィルムの短手方向左右にわたって一方の端から他方の端へとよこぎって延びていること」であることは、前記2(1)イにて認定説示したとおりである。）ところ、被告製品は、少なくとも、その「切れ目22'」がいったん完全に切断され、塗布された接着剤によってかろうじてフィルムをつなげる筋を形成している点、及び「切れ目22'」と「端部接続部分EP」とを併せても、同部分が透明フィルム14'内をコの字状に形成されている点において、本件発明1と相違している。

ここで、本件発明1は、「一定の保持力」と「分断容易性」とを兼ね備えた「ミシン目」が、「透明フィルムを横断して延在」することにより、ラベルを巻き付ける際に第1接着領域を起点としつつ、ラベルを巻き付けた後に第1接着領域とプリント用領域とを切り離して、回転可能なケーブルマーカールラベルを実現しているも

のであるところ、「ミシン目」が有する技術的意義に鑑みれば、これをいったん完全
 に切り離れた「切れ目 22'」に単に置き換えるのみでは、「ミシン目」が有し
 ていた「一定の保持力」が実現しないことが明らかである。そこで、被告製品は、
 「ミシン目」を「切れ目 22'」に置き換えるのみならず、これを透明フィルム 1
 4' 内でコの字状に屈折させ、かつ、その各端部にそれぞれ「端部接続部分 EP」
 を設け、「端部接続部分 EP」及び「切れ目 22'」よりもラベル短手方向外側に
 「第 1 接着領域 16'」を位置させることにより（下図〔別紙 3 被告製品説明書の
 図 1 及び同 2〕）、ようやく「第 1 接着領域 16'」をラベルを巻き付ける際の起
 点としつつ、ラベルを巻き付けた後に「第 1 接着領域 16'」と「プリント用領域
 20b'」とを切り離し、回転可能なケーブルマーカーラベルを実現するに至るも
 のである。



かかる被告製品の構成については、たとえ物品に添付するラベルの技術分野にお
 いて、ラベルにコの字状を含む非直線状の分断線を形成し、この分断線に沿って当
 該ラベルを複数の部分に分断することが周知技術であったとしても（甲 21 ないし
 30）、当業者であれば誰もが、本件発明 1 に係る特許請求の範囲に明記されてい
 るのと同じように認識できる程度に容易であるとはいえない（なお、被告特許発明
 15
 に関しては、本件特許の公表特許公報記載の発明を先行技術とする審査がされた
 上で、特許がされているところ、被告製品が同発明の実施品である

ことは、当事者間に争いが無い。)

なお、原告は、被告製品における「第1接着領域16'」をラベルの両角部の2点固定とする構成について、本件発明1の技術的範囲に含まれるものであるから、かかる構成とする動機付けは不要であると主張するが、ここで問題となるのは、本件発明1に係る特許請求の範囲の記載から、被告製品の発明1との相違部分に係る具体的構成が容易に想起できるかという点にあるのであって、その具体的構成には、「第1接着領域」を、ラベル内のどの部分に設けるかという点も当然に問題となるのであるから、被告製品が、本件発明1の「第1接着領域」に当たり得る部分を備えていることと、分断線をコの字状に形成することが周知技術であることのみをもっては、被告製品の構成が、本件発明1に係る特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できるとはいえないというべきである。

したがって、被告製品が、均等の第3要件を充足するものとは認められない。

(4) 争点2の小括

以上によれば、被告製品は、少なくとも均等の第3要件を充足しないから、本件発明1と均等なものとして、その技術的範囲に属するものとは認められない。

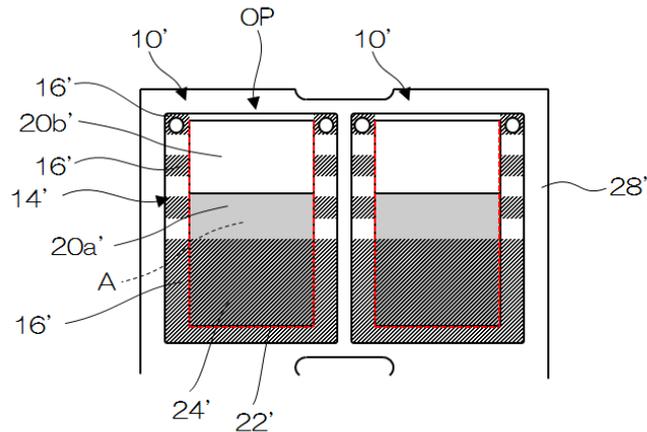
4 争点3 (被告製品は、文言上本件発明26の技術的範囲に属するか) について

(1) 争点3-1 (被告製品は構成要件26B, 26C, 26D及び26Fを充足するか) について

ア 「前記第1および第2接着領域との間に位置するプリント用領域」について
構成要件26Dは、「前記第1および第2接着領域との間に位置するプリント用領域」と規定するところ、「間」とは、一般に「二つのものに挟まれた部分」を意味することから(広辞苑第六版)、本件発明26の「プリント用領域」は、「第1接着領域」と「第2接着領域」に挟まれていることを要するというべきである。

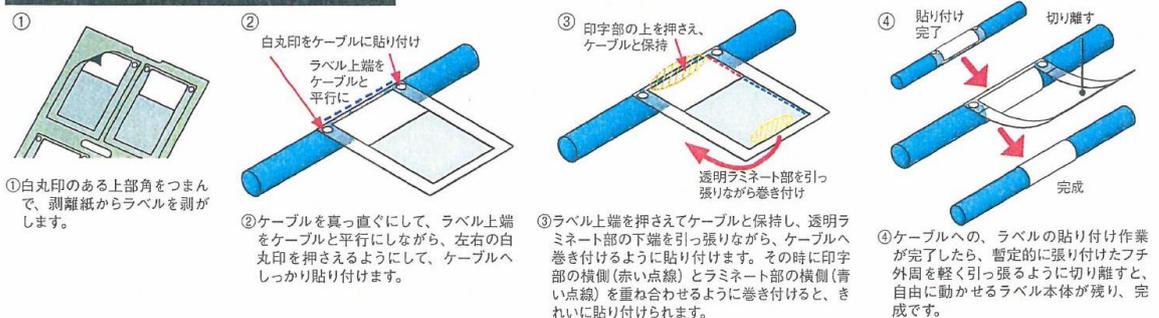
しかるところ、被告製品における「プリント用領域20b'」(下図〔別紙3被告製品説明書の図1〕の符号20b')は、各「第1接着領域16'」(同符号1

6') に挟まれているとはいえ、「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」とに挟まれているということは困難である。



原告は、被告製品のラベル10'をケーブルに接着するときには、「第1接着領域16'」、「プリント用領域20b'」、「第2接着領域24'」の順に接着していくから、機能的にみて「プリント用領域20b'」が「第1接着領域16'」と「第2接着領域24'」との間にあると主張するが、証拠(甲3)によれば、被告製品の使用方法是下図のとおりであって、「第1接着領域16'」と「プリント用領域20b'」とは、ほぼ同時にケーブルに接することになるから、「『第1接着領域16'』、『プリント用領域20b'』、『第2接着領域24'』の順に接着していく」と断ずることができるか判然としないし、この点を措くとしても、位置として「間に位置する」といえないものを、その使用方法により「間に位置する」と認めることは困難というほかないから、原告の主張を採用することはできない。

360°ラベルの巻き付け方法



イ 以上によれば、被告製品は、少なくとも、構成要件 2 6 D を充足しない。

(2) 争点 3-2 (被告製品は構成要件 2 6 E を充足するか) について

構成要件 2 6 E の「ミシン目」は、本件発明 1 について前記 2 (1) で認定説示したところと同様に、「点線状の孔により形成される筋」を意味するものと解されるところ、被告製品における「切れ目 2 2' 」や、「切れ目 2 2' 」及び「端部接続部分 E P」からなる部分のいずれもこれに当たらないことも、既に認定説示したところと同様である。

したがって、被告製品は、構成要件 2 6 E を充足しない。

(3) 争点 3 の小括

以上によれば、被告製品は、少なくとも、本件発明 2 6 の構成要件 2 6 D 及び 2 6 E を充足しないから、構成要件 2 6 B 及び 2 6 C (争点 2-1 で判断しなかったところ) 並びに構成要件 2 6 G (争点 2-3) について検討するまでもなく、文言上、本件発明 2 6 の技術的範囲に含まれるものではない。

5 争点 4 (被告製品は、本件発明 2 6 と均等なものとしてその技術的範囲に属するか) について

上記 4 のとおり、本件発明 2 6 が「前記第 1 および第 2 接着領域との間に位置するプリント用領域」(構成要件 2 6 D) 及び「ミシン目」(構成要件 2 6 E) を備えているのに対し、被告製品は、少なくとも、「プリント用領域 2 0 b' 」が「第 1 接着領域 1 6' 」と「第 2 接着領域 2 4' 」との間に位置するとはいえない点、及び被告製品の「切れ目 2 2' 」又は「切れ目 2 2' 」と「端部接続部分 E P」からなる部分は「ミシン目」には当たらない点において、本件発明 2 6 と相違する。

しかるところ、原告は、前者の相違部分、すなわち、被告製品の「プリント用領域 2 0 b' 」が「第 1 接着領域 1 6' 」と「第 2 接着領域 2 4' 」との間に位置するとはいえないとの相違部分について、同部分が均等の要件を充足する旨の主張をしない。

また、この点を措くとしても、前記 3 において認定説示したところと同様の理由

により，後者の相違部分に係る被告製品の構成が，本件発明 2 6 に係る特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できるとはいい難く，少なくとも均等の第 3 要件を充足しない。

したがって，被告製品は，本件発明 2 6 と均等なものとして，その技術的範囲に属するものとは認められない。

6 結論

以上によれば，その余の争点について検討するまでもなく，原告の本件請求はいずれも理由がないから，これらを棄却することとし，主文のとおり判決する。

10 東京地方裁判所民事第 2 9 部

裁判長裁判官

嶋 末 和 秀

15

裁判官

天 野 研 司

20

裁判官笹本哲朗は，転勤につき，署名押印することができない。

裁判長裁判官

嶋 末 和 秀

25

(別紙1)

物 件 目 録

製品名 TABTAGラベル 360°ラベル
5 (セルフラミネートタイプ)
製品番号 TAGN71T-4010

以 上

(別紙 3)

被 告 製 品 説 明 書

1 被告製品を撮影し、また、模式図とした結果は、後記写真 1 ないし同 3 並びに
5 図 1 及び同 2 のとおりである。

2 被告製品の構成を本件発明 1 の構成要件に則して説明すると、次のとおりである。

1 a : ラベル 1 0' は、ケーブルを識別するためのセルフラミネート回転ケーブル
10 ブルマーカーラベルである。ラベル 1 0' は、第 1 接着領域 1 6' を有する透明フィルム 1 4' を備える。

1 b : 透明フィルム 1 4' は、第 1 接着領域 1 6' の少なくとも一部と隣接する非接着領域 2 0 a' , 2 0 b' を有する。

1 c : 透明フィルム 1 4' は、非接着領域 2 0 a' , 2 0 b' に隣接する第 2
15 接着領域 2 4' を有する。

1 d : 透明フィルム 1 4' の第 2 接着領域 2 4' は、透明フィルム 1 4' がケーブルの周囲に巻き付けられる際に、非接着領域 2 0 a' の上に少なくとも部分的に位置する。

1 e : 透明フィルム 1 4' は、その一方の面上にプリント用領域 2 0 b' を有
20 する。

1 f : 透明フィルム 1 4' 上には、図 1 の赤い点線部分に示す形状の切れ目 2 2' が存在している。

1 g : 透明フィルム 1 4' は、切れ目 2 2' に沿って切断される。

1 h : セルフラミネート回転ケーブルマーカールラベルである。

25

3 被告製品の構成を本件発明 2 6 の構成要件に則して説明すると、次のとおりで

ある。

26 a : セルフラミネート回転ケーブルマーカールラベルであるラベル10'が、
基層28'に一行に貼着されている。

5 26 b : ラベル10'は、第1接着領域16'及び第2接着領域24'を有する
透明フィルム14'を備える。

26 c : ラベル10'は、滑らかな非接着領域20a'、20b'を備える。

26 d : ラベル10'の透明フィルム14'は、その上にプリント用領域20b'
を備える。第1接着領域16'、第2接着領域24'及びプリント用領
域20b'の位置関係は、図1のとおりである。

10 26 e : ラベル10'の透明フィルム14'内には、図1の赤い点線部分に示す
形状の切れ目22'が形成されている。

26 f : 透明フィルム14'の第1接着領域16'及び第2接着領域24'は、
基層28'に取り外し可能に貼着されている。

15 26 g : 開口部OPにおいて、透明フィルム14'は、基層28'に貼着されて
いない。

26 h : 複数のセルフラミネート回転ケーブルマーカールラベルである。

写真1 (被告製品を剥離紙から剥がし, ピンセットで黒い背景にかざした状態)

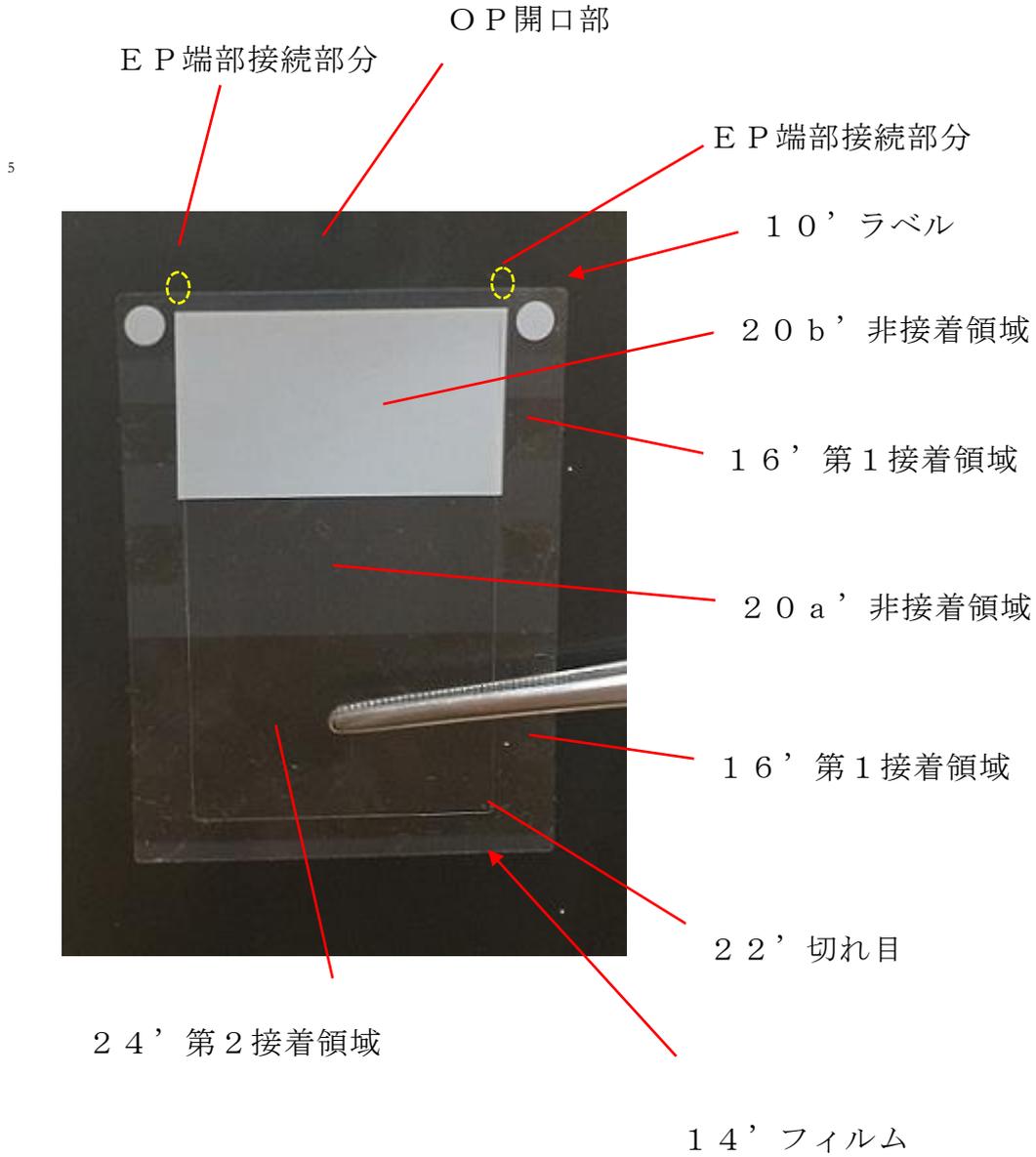


写真2 (被告製品が剥離紙に接着している状態)



写真3 (被告製品の第1接着領域16'をつまみ、黒い背景にかざした状態)

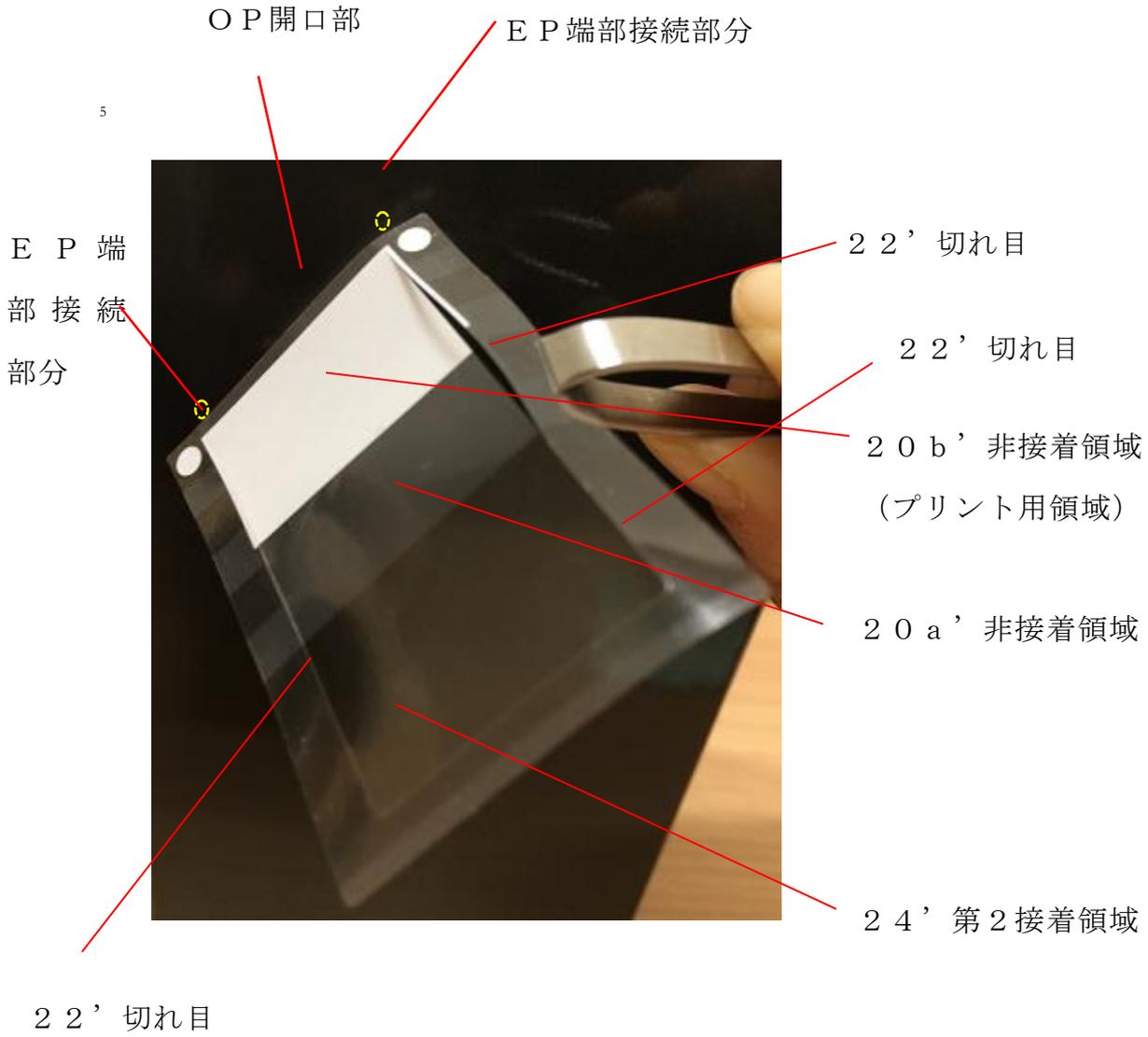
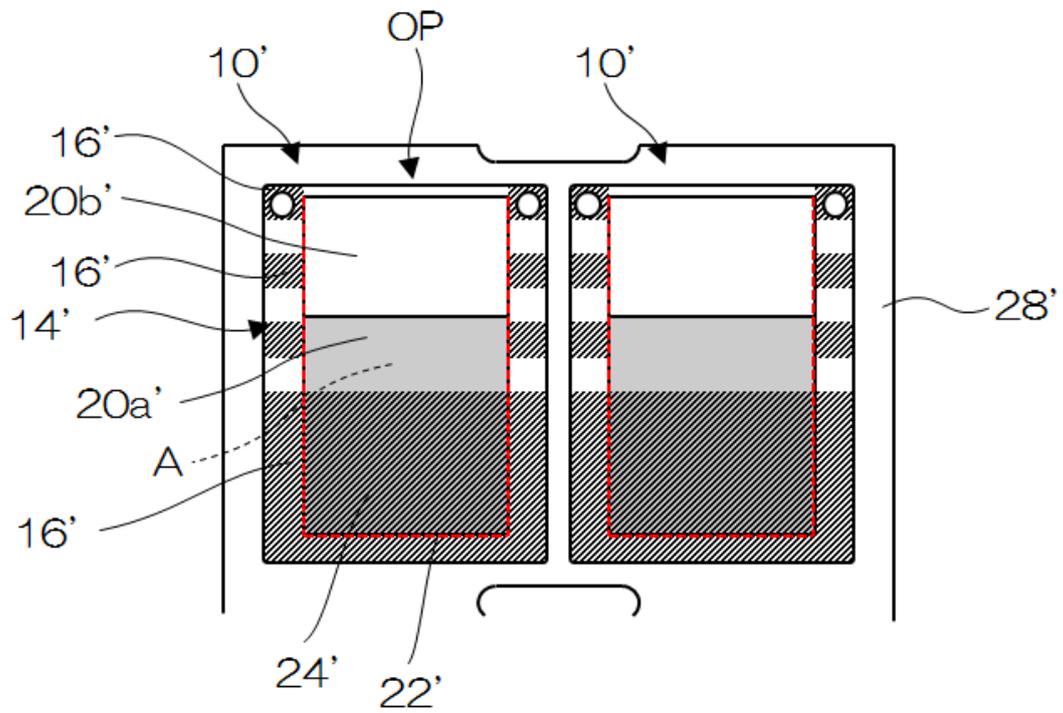


図 1



符号「16'」及び「24'」に示される斜線領域には、基層（28'）側に接着剤が塗布されている。

図 2 (被告製品の白丸印部分を拡大した図)

